

Economic & Social Research

ESR No.28 2020年春号

インバウンド観光産業の生産性向上と地域活性化

CONTENTS

政策分析インタビュー

インバウンド観光の最新の動向と課題

清水 哲夫

首都大学東京大学院
都市環境科学研究科 観光科学域 教授

トピック

ESRI経済政策フォーラム

「インバウンド観光産業の生産性向上～地域活性化のためのデジタル・イノベーション～」

米谷 信哉

経済社会総合研究所 行政実務研修員

経済財政政策部局の動き

令和2年度政府経済見通し

永田 光

政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(経済見通し担当)付参事官補佐

「日本経済2019-2020」の概要

齋藤 美松

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(総括担当)付

地域の経済2019

一人口減少時代の成長に向けた土台づくり

高岡 瞭

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(地域担当)付

経済理論・分析の窓

もはや「南米の優等生」でなくなったチリ

今村 慎一郎

在チリ日本国大使館

諸外国における行動経済学を用いた政策

藤森 裕美

経済社会総合研究所 研究官

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念と
発足までの経緯(4)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

マネジメントが労働時間・賃金へ与える
影響に係る実証的分析

川本 琢磨

経済社会総合研究所 特別研究員

ESRI統計より

2016年度県民経済計算について

渡辺 潤

経済社会総合研究所 国民経済計算部 地域・特定勘定課

法人企業景気予測調査における
トピック項目の調査結果について

橋本 由理子

経済社会総合研究所 景気統計部 部長補佐

政策分析インタビュー

インバウンド観光の最新の 動向と課題

首都大学東京大学院
都市環境科学研究科 観光科学域 教授

清水 哲夫

訪日外国人旅行者が2018年には3,000万人を突破し、その消費額は約4.5兆円と我が国の経済に与える影響が大きくなっています。政府としても2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人まで増加させる目標を掲げており、今後インバウンド需要を地域経済に取り込むとともに、生産性の向上などを通じて地域経済の活性化を図ることが重要です。

今回は、観光政策・計画学の研究をご専門とされる首都大学東京 清水哲夫教授に、インバウンド観光の最新の動向と課題についてお話を伺いました。

●インバウンド観光の増加の背景

——訪日外国人旅行者数がここ10年で4倍近くにまで増加しました。訪日旅行者の国内消費額も増え、日本経済に大きなインパクトを与えるようになりました。この背景について先生の捉え方を教えてください。

(清水氏) 前提として、統計的に厳密な増加要因の検証は難しいことはご理解いただければと思います。

まず、日本に限らず世界的に旅行需要が大きく伸びています。世界観光機関（UNWTO）の報告でも、毎年5～6%ずつ着実に伸びています。10年程前は、アジア太平洋地域の伸びが突出していたのですが、今は全世界的に増えていることが大前提としてあります。

その上で、日本で増加した要因は複数あると思います。1つ目は、周辺の中国や東南アジア諸国の経済が大きく成長したことです。2つ目は、台湾では長期間にわたり日本への興味や日本に好感を抱いていることを背景に、堅調に需要が伸びています。また、様々な地域に最も展開しているのも台湾だと思っています。3つ目は、韓国について、地方空港への直行便、特にLCCの就航がこの1～2年増えていることがあります。残念ながら最近では減便措置が取られていますが、この数年、地方空港にLCCが多く就航しました。いわゆるフルサービスキャリアからLCCへ移行し、特に九州で韓国の訪日需要が増大しました。これらに



加えて、特に中国はビザ緩和が大きく効いていることもあると思います。

現状では、東アジアと東南アジアで85%程度のシェアを占めています。残りの部分の多くが欧米豪で、シェアとしては大きくないのですが、日本政府観光局（JNTO）を中心とするプロモーション活動が効いている可能性があり、日本の魅力をよく理解いただけるようになったように思います。また、全体的な傾向として、長期に渡った円安傾向が貢献した可能性も考えられます。今まで申し上げたようなことが複合的に絡み、量としては4倍になったと理解しています。

●インバウンド観光の見通し

——政府は2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人まで増加させる目標を掲げており、今後も訪日外国人旅行者の増加が予想されますが、インバウンドの今後の見通しについてどのようにお考えでしょうか。

(清水氏) 日本の全体的な観光資源のポテンシャル以上に来日している可能性は、一方で考えておく必要があると思います。その意味では、あまり楽観視していません。

加えて、キャパシティの制約があります。航空便は、観光だけではなく、ビジネスなどの多様な地域間交流がないと就航しません。東アジア以外の東南アジアや欧米豪のキャリアが、地方に直行便を就航させることが難しいという現実には直視しなければなりません。

宿泊施設は、大都市圏を中心に足りない状態が続いています。その中で、6,000万人という数字を達成するには、どの程度地方で受け入れられるかが、根本的な課題になってきます。

また、現在は、国際間の緊張関係の発生もあります。新

型コロナウイルス問題の拡大も世界の旅行需要を冷えさせるだろうと思います。そういった受け入れ側がコントロールできない要因もあります。以上のことを考えると、6,000万人の達成は簡単ではないと思っています。

現在のインバウンドの70%程度は東アジアですので、そこにより特化するという考えもあります。例えば、週末に気軽に来られれば、国内旅行のように訪日していただける可能性があります。入国審査を条件付きで大幅に簡素化できれば、6,000万人は十分にクリアできると思われます。ただし、もう一方の目標である15兆円の消費額は、それではおそらく達成できません。消費額の増加には、長期滞在が必要になるからです。

量的に大きい中国については、海外旅行をある程度自由化し、まず手軽に行ける海外として日本が選ばれている可能性は否定できません。1週間以上2週間以内の滞在が一番多いので、今後は欧米豪と競合することになります。欧米豪と日本を比べたときに、中国から見れば日本は似たグループになります。観光は非日常の追及が本質だと考えると、欧米豪との闘いは厳しいものとなり、日本はより実力をつける必要があります。6,000万人と15兆円の2つを同時に達成するには、これは不可欠です。

●インバウンド観光における課題

——宿泊業などのインバウンド観光産業における低い生産性やインバウンド観光客の地方間の偏り、一部地域への集中によるオーバーツーリズムなど様々な課題が生じていますが、受け入れる地域側の課題についての先生の考えをお聞かせ下さい。

(清水氏) 5つの観点があると思っています。1つ目は、世界的な課題ですが、いわゆる環境に優しい観光の実現です。航空機はCO₂を多く排出する交通手段ですが、島国である日本には、ほとんどの訪日客が空から入ってきます。現状では航空機以外の部分で削減するしかなく、国内移動や滞在に係る環境負荷を徹底的に削減する努力が産業全体として求められます。例えばフードマイレージを下げる、つまり地産地消を徹底する必要があります。環境に優しくかつ楽しいといった、魅力的な資源を地域で取り入れていかなければいけません。また、宿泊施設や観光施設は、自然由来のエネルギーの利用率を高めていくしかなく、それを公表することを進めていくべきと思っています。この課題への対処は、環境への意識が高い人や若い世代に訴求するために不可欠です。

2つ目は生産性です。一律のサービスではなく、観光客の個々のニーズや好みに合ったサービスが鍵であり、そう

しなければ、満足度や消費額は上がらないと思います。そのためにはIoTの活用が必須ですが、その進捗が遅いところがあります。地域の担い手の方々は頭の中ではこのことが分かっている、なかなか変わらない実態をどうするのかが大きな課題です。他の業界でもそうだと思いますが、フロントランナーとその次のクラスの実力差が大きいことも課題です。今後数年間で、国や専門家がフロントランナー以外の方々のポトムアップやスキルアップを意図的に行っていく必要があるのではないかと考えています。

3つ目は、オーバーツーリズムの問題です。結局は、観光客は行きたいところに行くので、他に行きたいところをつくらないと本質的には集中の問題は解消しません。仮説として申し上げれば、おそらく依然としてファーストカマーが多いことが原因だと思います。中国でもファーストカマーがまだ半分以上を占めています。これが真であれば、リピーターが増えれば必ずと解消する可能性もあります。

そのため、今は一部の深刻な地域を除き静観するしかないかもしれませんが、同時に次の訪問の候補地をつくっていかなくてはいけません。例えば、メジャーな宿泊拠点の周囲に新しい施設や地区などを様々に打ち出していくことが求められます。

4つ目は、都会と地方の集客の差です。仮説になりますが、アジアの方は、地方に行ってもその中の都会に留まる傾向がありますが、欧米豪の方は本当の田舎のようなところにより展開しているように思います。その背景として、欧米豪の方が積極的にコミュニケーションを取ることが、地域の方の話の聞くことあるようです。欧米豪の方は、言葉が通じなくても、ハグなどで分かり合ってしまう面がありますが、対アジアにはそれがありません。また、欧米豪では秘境感や素朴さに価値を見出す人が一定数います。欧米豪は、来訪者数としては少ないのですが、そういった方に上手に訴求して単価を上げる努力をすべきだと思います。

最後に、自然災害などが頻発し、国際的な緊張関係の高まりや疫病の発生もある現在では、インバウンドは変動が大きく、それに著しく地域経済が依存することは大きなりスクであると思います。

●インバウンド観光を通じた地域活性化

——日本の労働力人口が減少していく中で、先ほどお話をあつたIoTなどによる生産性向上が非常に重要だと思いますが、先生はどのようにお考えでしょうか。

(清水氏) 生産性を上げるためには、インプットの削減



とアウトプットの増大が必要です。インプットでは、人件費が一番大きいと思います。旅館では宿泊管理の台帳自体、紙のところもまだあり、それを電子化するだけで業務を減らすことができそうです。そうすれば、宿泊客の満足度を高めるための取組に人的リソースをもっと割くことができます。また、1つの旅館で様々なサービスを提供すると、人を多く投入することになります。そのため、宿泊部門と食事部門と明確に分ける泊食分離も有効だと思います。例えば、地域内では特産品は共通しますが、旅館ごとに出す料理を変えて、お客様が宿泊する旅館以外の食事も利用できるようにするなど、地域全体でリソースを分散させることも必要でしょう。

一方で、アウトプットの増加には売上の上昇が必要だとすると、1泊当たりの単価、1人当たりの支払額が重要になります。例えば、おもてなしにより顧客の満足度が上がれば、1泊当たりの単価を上げて来ただけのかもしれない。また、デジタルマーケティング等を使って顧客のニーズを正確に読み取り、個々人に合ったサービスを提供し、1泊当たりの単価を上げることも考えられます。

——どういった方が地域で旅館といった事業を継承していくと、地域がより良くなっていくと思われませんか。

(清水氏) 地域の人で対応できない場合は、外から人を入れることになります。それが旅館再生事業者でも個人でも、やる気のある方が入ってくる必要があります。また、ある程度の再設備投資、リノベーションを行う必要が生じるので、それが可能な人に限られます。

地域で元気のある施設にとっては、周囲も栄えてもらう必要があります。地域内で支え合うための基金なども有用だと思います。ただし、現状では、積極的に大手の事業再生のフレームに入るのが一番効果的かもしれません。

外国の方が進出することも考えられます。例えばニセコ

や白馬ではそういったことが起きています。ただ、その場合も利益がなくなった瞬間に逃げられないよう、地域への愛情を持った外国の方に入っていただく必要がありますね。

——インバウンド観光客の訪日目的が様々ある中で、地方へ観光客を呼び込むための方策としては、どういったことが考えられるでしょうか。

(清水氏) 魅力があれば、アクセシビリティの制約はある程度乗り越えられると思います。例えば、ヨーロッパの方では秘境感を求め、不便だからこそ良いという方もいます。ただ、アクセスが悪いだけではなく、魅力があるからこそ行っているわけです。魅力を生み出してそれを維持できれば、あとはマーケティングやプロモーションの問題であり、明確な誘客戦略をつくることできるはずです。こういった地域では人数を増やすことは難しいかもしれませんが、心に刺さった人に来てもらい、今まで以上にお金を使ってもらえることができれば十分だと思います。

これも仮説になりますが、今は、対欧米豪、対中国、対東南アジアといった国籍で市場を見ています。しかし、もっと世界で人の流動が増えると、その地方の歴史、文化、景観、農水産物が一体となって生み出すストーリーを重視する方とそうでない方に分かれてくるのではないかと思います。都会だけではなく、地方でそういう方をもっと増やしていくことができれば、各地域でもっとお金も使ってもらえるのではないかと考えます。

また、支払額を増やすには、泊まってもらえる必要があるため、宿泊拠点の充実は必須です。そのためには、アクティビティの導入や充実も重要です。地方では、飲食店が早く閉まるのがよくありますが、これは地元の人が夜に飲食店に行かないためです。前述のストーリーを重視する方は、地元の人と同じことをしたいという傾向があるので、まず、地元の方がアクティブになる必要があると思っています。

また、今後は、地域全体で環境に優しいことを実践しているところにインバウンドが集まるかもしれません。

——首都大学東京の矢部先生の研究では、日本人スタッフの情報や地域からの情報発信など、日本で得た情報がリピーターに効果があったということですが、その点について先生はどんな考えをお持ちでしょうか。

(清水氏) SNSだけではなく、滞在先で関わった人との関わりの中で、誘客できる可能性はあります。自分が信頼できる人、好感を持っている人からの情報は、重視する傾向があるのではないかと思います。

——その他にインバウンドを通じた地域活性化を図つ

ていくために必要な取組について、先生のお考えをお聞かせください。

(清水氏) 1つ目は、人材です。教育が必要であり、インバウンドに対応できる専門家を業界として育て、地域のアドバイザー的な役割を強化しなくてはなりません。大学や観光系の団体が思い思いに様々な教育プログラムを提供していますが、その効果検証を業界全体で考える時期に来ていると思います。

2つ目は、地域のライフスタイルです。これは、重要な観光資源の1つです。地域住民がアクティブに自分たちの生活を楽しんでいなければ、観光客をリピーターとして再度呼び込むことは難しいと思います。

また、日本人観光客が訪問することの延長にインバウンドがあると考えるのが自然ですが、現在様々な観光施策はインバウンド向けのものになっています。日本人の旅行も活性化した上で、外国人観光客数を伸ばしていくという発想も必要ではないかと思っています。

3つ目は、モビリティです。今、多くの観光地で二次交通（観光地内で動くための交通）の不足に悩んでいるのです。二次交通が充実しなければ、いくら資源が優れていてもそこを容易に訪問できません。日本の多くの地方観光地は、自家用車での移動が前提となっており、観光客が公共交通で自力で動ける環境づくりが根本的に重要です。ライドシェアなども積極的に取り入れていくことが必要だと思います。なるべくタクシー事業者やバスの運行に支障を来さないように、地域の人がタクシードライバーのようになる世界は、観光地には必要だろうと思います。ただし、観光客の動線と地域住民の生活動線がそれほど一致していない可能性があります。そうすると、地域住民がタクシードライバーのように機能する必要があり、タクシー事業者との軋轢を調整する必要が出てきそうです。

MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）のように、ICTを活用して交通サービスを統合化する取組を進め、アトラクションやコンテンツも含めて一体のパッケージとすることも重要です。公共交通的なサービスを使って訪問すれば、交通に係る支出が減りますので、減った分の一部を地域製品の購入に回すといったことにつながるかもしれません。

——顧客に合ったサービスを提供し、高付加価値化を図ることが重要とのお指摘ですが、そのためにはデータ分析が必要だと思います。地域でデータ分析を行う担い手や方法についてどのようにお考えでしょうか。

(清水氏) 高度な分析になると専門家やコンサルタントが入らないとできないと思います。観光に詳しいデータサイエ

ンティストはほとんどいないと思いますが、データサイエンティストと、観光に詳しい人材をどうやって組み合わせるのが課題です。そのために、データサイエンティストと地域の間を適切につなげる人材を、業界として育てていけないといけないのではないかと考えています。

加えて、日本の観光学は、多くの大学では文系の扱いになっています。そういう環境では、観光に興味のあるデータサイエンティストに、もっと観光の分析をやってもらうということが必要だと思っています。

——地域全体でデータ蓄積することが有用であっても、現実には個々の旅館の電子化も十分ではありません。例えば地域の中で旗振り役を決めて、ITの専門家とつながるといった形をとることは効果的でしょうか。

(清水氏) 効果的だと思います。実際に、地域の中でそのような意識を持った旅館の方が、旅館組合をリードして地域の旅館のデータを集めて、数日後に統計として公開している地域もあります。そのため、地域の観光地域づくり法人（DMO）が大幅にスキルアップし、そうした機能を担えるようになることが重要です。

——人材育成の主体としては、大学、国や地方自治体などがありますが、どこが努力していくべきでしょうか。

(清水氏) 産官学が一致団結して人材育成を行うべきだと思います。一番の問題は、カリキュラムがしっかり整備されていないことです。何を最低限教えれば良いのかという点が、業界としてしっかりと固まっていないと感じています。また、社会人教育については、現在の担い手がそもそもどんなスキルや知識を持っているのかも分かっていません。

大学は、今の学生が業界の最前線に立つのは10年後位になるので、今の教育内容が10年後の需要に合っていない可能性は否定できません。また、海外と比較して、経営系教育組織の定員比率が低いようです。欧米豪や中国、韓国では、観光学教育組織は6割程度経済や経営系に入っていますが、日本では2~3割のようです。また、地域づくりも経営に関わる重要な課題ですが、地域づくりの理念や手法の教育を受けた学生が少ないことも問題だと思っています。

(聞き手：内閣府経済社会総合研究所次長 籠宮 信雄)

(本インタビューは、令和2年1月31日（金）に行いました。なお、インタビューの内容は、以下のページからご覧いただけます。

http://www.esri.go.jp/jp/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html

トピック

ESRI 経済政策フォーラム 「インバウンド観光産業の 生産性向上～地域活性化の ためのデジタル・イノベー ション～」

経済社会総合研究所 行政実務研修員
米谷 信哉

はじめに

2018年の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる3,119万人と初めて3,000万人を突破し、訪日外国人旅行者による日本国内における消費額も4兆5,189億円となるなど、インバウンド消費が日本経済に与える影響が大きくなっている¹。

一方で、宿泊業をはじめとしたインバウンド観光産業の低い労働生産性や、訪日外国人観光客の地方間の偏りなどの課題も顕在化しているところである。

内閣府経済社会総合研究所では、「インバウンド観光産業の生産性向上～地域活性化のためのデジタル・イノベーション～」をテーマとして、2019年11月25日にESRI経済政策フォーラム²を開催した。

フォーラムでは、当研究所の研究協力者である東洋大学国際観光学部准教授の栗原剛氏、首都大学東京都市環境学部准教授の矢部直人氏の両名からこれらの課題に関する研究成果報告を行うとともに、インバウンド観光分野の有識者や現場で活躍されている経営者の方にご参加いただき、パネルディスカッションを実施した。本稿ではその概要を紹介する。

研究成果報告

栗原氏からは、宿泊施設におけるIT活用と労働生産性との関連性についての研究成果が報告された。

宿泊施設に対する全国アンケート調査で把握したIT活用状況と、経済センサス・宿泊旅行統計調査の

個票データ等を用いて、従業員数によって0～9人を小規模、10～29人を中規模、30人以上を大規模の施設とし、旅館・ビジネスホテル等の施設タイプごとに労働生産性の分析を行った。その結果、2012年から2016年にかけて宿泊施設全般で労働生産性が向上しており、特に小規模、中規模のビジネスホテルや訪日外国人観光客を多く受け入れている宿泊施設で成長率が高い傾向があることが示された。

次に、IT活用状況と労働生産性との関連性を把握するために、ITの活用状況を、取組数と活用レベルの2つの軸を用いてグループ化し（図表1）、同期間における労働生産性の変化を分析したところ、IT未導入であるグループと比較して、導入しているグループの生産性成長率が高いこと、また、ビジネスホテルにおいては、IT活用のすべてのグループで労働生産性が向上しているのに対して、旅館ではサイトコントローラーや宿泊予約・顧客管理など少数のITを導入し、それらを積極的に活用している「IT集中活用」グループにおいて労働生産性が向上している可能性があることなどが示された（図表2）。

図表1 IT活用状況のグループ

| 取組数 | 少 | 多 | 多 | 少 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 活用レベル | 高 | 高 | 低 | 低 |
| グループ | IT集中活用 | IT積極活用 | IT多種導入 | IT低活用 |

（備考）取組数は、アンケート調査で把握した15種類の取組のうち、IT未導入の施設を除いた取組数の平均値を基準として、4種類以上取組んでいる場合を多、4種類未満の場合を少とし、活用レベルは、「よく活用している」から「ほとんど活用していない」の4段階の回答を施設ごとに点数化し、平均点以上の場合を高、平均点未満の場合を低としている。

図表2 労働生産性成長モデル推計結果

| | 全施設 | 旅館 | ビジネスホテル |
|------------------|-------------|----------|-----------|
| 外客割合 (%) | 0.468*** | 0.200** | 0.602*** |
| 客室数 (室) | 0.000235** | 6.36E-06 | 0.000132 |
| 従業員数 (人) | -0.00077*** | -0.00015 | -0.00229* |
| 海外予約サイト数 | 0.00219 | 0.0131* | 0.00825 |
| IT集中活用 | 0.0665*** | 0.0559* | 0.104** |
| IT積極活用 | 0.0623** | 0.00519 | 0.140*** |
| IT多種導入 | 0.0883*** | 0.0277 | 0.123** |
| IT低活用 | 0.0580** | 0.0251 | 0.159*** |
| 補正R ² | 0.267 | 0.139 | 0.323 |
| n | 391 | 176 | 150 |

***1%有意、**5%有意、*10%有意

（備考）被説明変数は2012年から2016年にかけての従業員一人あたりの労働生産性成長率。

1 観光庁「平成30年度観光の状況」及び「令和元年度観光施策」（観光白書）

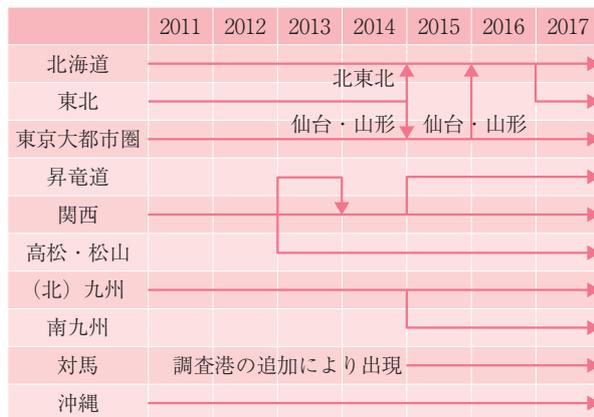
2 フォーラムの概要および資料は、以下のページからご覧いただけます。
http://www.esri.go.jp/jp/workshop/forum/191125/191125_agenda.html

矢部氏からは、2011年から2017年の訪日外国人観光客の周遊ルート変遷についての分析結果と、アンケート調査を用いた地方訪問に影響する要因の分析に関する研究成果が報告された。

訪日外国人観光客の周遊ルートの分析では、訪日外国人消費動向調査の個票データから把握した訪問地単位で、どのようなルートを周遊したか把握するため、ネットワーク分析の一手法であるコミュニティ抽出の手法を用いて訪日外国人観光客の流動が密になっている周遊ルートを抽出したところ、2011年には6個の周遊ルート、2017年には10個の周遊ルートが抽出された。

分析の結果、2013年頃を境として中部や四国といった地方の周遊ルートが細分化され、主な目的地として訪問される場合が増えたことが示唆され、その要因として地方の周遊ルート内にある空港への外国からの直行便の増加などが影響を与えた可能性が報告された(図表3)。

図表3 周遊ルートの変遷



また、複数回の訪日経験のある訪日外国人観光客に対するWEBアンケート調査で把握した訪日履歴のデータを用いて、東北や北陸などの地方訪問に影響を与える要因の分析を行ったところ、訪問地決定の情報源として、過去の訪日旅行時に日本で入手したガイドブックや観光地の公式ブログ・動画などが影響を与えている可能性があることなどが示された。

パネルディスカッション

研究成果報告を受けて、宿泊施設における生産性向上のためにITがいかに貢献できるか、また、デジタルマーケティングの観点から訪日外国人観光客があま

り訪れていない地域にどのように誘客するかというテーマのもと、パネルディスカッションが行われた。

初めに城崎温泉旅館但馬屋代表取締役社長の柴田良馬氏より、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会青年部における宿屋EXPOの取組が紹介された。宿屋EXPOは、ITを活用して宿泊施設における食材や備品、労働力などのリソースを共有して生産性向上を図る仕組であり、他の登壇者からは、長期にわたって宿泊する訪日外国人観光客に対しての泊食分離による施設提供や、労働力の流動化という背景における、宿屋EXPOの取組への期待が示された。

次に、空港で無料のSIMカードを提供し、訪日中の宿泊・飲食などの消費についてスマートフォンを通じてワンストップで情報の収集・予約・手配・購入ができるサービスを行っているWAmazing株式会社代表取締役社長CEOの加藤史子氏より、サービスの利用者へのスキー場や温泉へのアクセス情報を多言語で提供する取組が、訪日外国人観光客の地方分散化に効果的であることが示された。議論では、タビマエなどの訪日前の訪日外国人観光客への情報提供の重要性が示された。

トラベルボイス株式会社代表取締役社長の鶴本浩司氏からは、訪日中に必要なタクシー配車や飲食店予約などの機能が集約されたスーパーアプリなど、旅行・宿泊業界におけるデジタル活用の事例が紹介された。議論では日本以上にデジタル化が進んでいるアジア圏の旅行者等に対応するため、デジタルトランスフォーメーションを進めていくことの重要性が示された。

最後に総括としてコーディネーターである首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域教授の清水哲夫氏より、技術・サービス革新の最新情報を素早くキャッチすること、宿泊・観光のデジタルトランスフォーメーションを進めていくキープレーヤーをつくることが重要となってくることが示された。

米谷 信哉 (こめたに しんや)

経済財政政策部局の動き：政策の動き

令和2年度政府経済見通し

政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(経済見通し担当)付参事官補佐

永田 光

はじめに

令和2年1月20日、「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(以下「令和2年度政府経済見通し」という。)が閣議決定された¹。本稿は、令和2年度政府経済見通しに加え、昨年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(以下「総合経済対策」という。)の経済効果もあわせて解説する。

総合経済対策による経済効果

政府は、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要から、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とする総合経済対策を昨年12月5日に閣議決定した。

総合経済対策による経済効果は、補助率等を踏まえ算出された事業規模に基づき算出している。総合経済対策に掲げられた各種施策を実施することによる実質GDP押し上げ効果は概ね1.4%程度であり、年度別に展開すると、令和元年度に0.1%程度、令和2年度に1.1%程度、令和3年度に0.2%程度と見込まれる。

また、総合経済対策では、上記に含まれない成長の基盤となるインフラの構築等による国内投資額について、名目GDP比で概ね0.7%程度になると見込んでいる。

令和2年度政府経済見通しは、総合経済対策によるこうした経済効果を織り込んだ上で策定されている。

令和元年度の経済動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。昨年10月に実施された消費税率引上げ後の経済動向に引き続き注視する必要があるが、今後についても、緩やかな回復が続くことが期待される。

この結果、令和元年度の実質GDP成長率は0.9%程度、名目GDP成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は0.6%程度の上昇が見込まれる。

日本経済研究センターの「ESPフォーキャスト調査」(令和2年1月調査)によると、令和元年度の実質GDP成長率は0.9%、消費者物価上昇率(生鮮食品除く総合)は0.6%と予測されており、政府と民間機関の見方は概ね同じであると言える。

令和2年度の経済見通し

令和2年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、各種政策の効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は0.8%程度の上昇が見込まれる。

先行きのリスクとしては、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

「ESPフォーキャスト調査」(令和2年1月調査)によると、令和2年度の実質GDP成長率は0.5%、消費者物価上昇率(生鮮食品除く総合)は0.6%と予測されている。実質GDP成長率の政府と民間機関の乖離は主に民間最終消費支出の見方の違いに起因している。

以下では主な項目の見通しを説明する。

① 民間最終消費支出

政府は中小企業等が賃上げをしやすい環境の整備、

1 政府経済見通しは、翌年度の経済財政運営に当たって、政府がどのような基本的態度をとるか、その基本的態度に基づいて経済財政運営を行うことによって経済はどのような姿になるのか、という点について政府の公式見解を明らかにするものである。政府経済見通しで示す経済指標は予算編成作業の前提とされており、通常、年末の予算政府案の閣議決定前に閣議了解される。閣議了解後は、閣議決定された予算案等を踏まえ、政府支出の内訳を精査し、予算案の国会提出と同時に閣議決定される。

生産性向上のための支援策、高齢者の就業機会確保の取組、就職氷河期世代に対する支援プログラム等を推進している。こうした中で賃金が緩やかに増加し、雇用者数についても、女性や高齢者を中心に引き続き増加することが見込まれ、名目雇用者報酬は対前年度比1.6%程度増加する。さらに、社会保障の充実や教育無償化、消費活性化策が可処分所得を下支えする。実質民間最終消費支出は、雇用・所得環境の改善が続く中、総合経済対策の効果もあって、対前年度比1.0%程度増加する。

② 民間企業設備投資

実質民間企業設備投資は、世界経済の緩やかな回復に伴い生産や輸出が回復する中で、総合経済対策の効果や人手不足への対応等もあって、対前年度比2.7%程度増加する。

③ 政府支出

実質政府最終消費支出は、社会保障関係費等の増加により、対前年度比1.3%程度増加する。実質公的固定資本形成は、総合経済対策による公共事業費の増加により、対前年度比3.9%程度増加する。これらにより実質政府支出は対前年度比1.8%増加する。

④ 外需（財貨・サービスの純輸出）

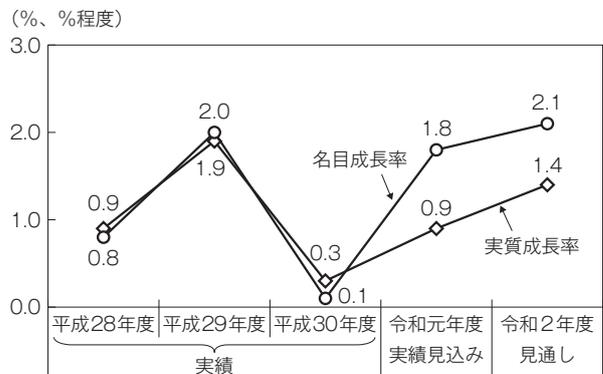
実質輸出は平成30年後半以降令和元年にかけて低水準で推移してきたが、世界経済の緩やかな回復や東京オリンピック・パラリンピック等のインバウンドの動向を勘案し、令和2年度は対前年度比2.4%程度増加する。実質輸入は内需に連動する形で対前年度比3.1%程度増加する。実質GDP成長率に対する外需の寄与度は▲0.1%程度になる。

おわりに

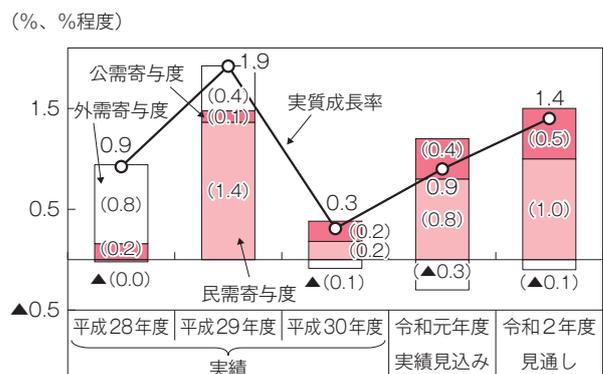
政府経済見通しは、様々な統計データに基づき分析された基調的な動きをベースとして、需要項目ごとに積み上げることにより策定されている。その実現を確かなものとしていくためには、今般の総合経済対策をはじめとした政府の取組による消費や投資の直接的な喚起だけでなく、これを呼び水とした、民間部門によるイノベーションや生産性向上、それに伴う賃上げなどの取組が極めて重要な役割を果たす。今後の経済財政運営に当たっては、足元の景気への対応と新時代を拓くための構造改革の両立を目指し、Society5.0の実現につながる未来への投資の促進策を重点的に盛り込

んだ総合経済対策を迅速かつ着実に実行するとともに、成長戦略を強化していくことで、民間の活力を引き出し、民需主導の持続的な経済成長を確実に実現していくことが重要である。

図表1 実質GDP成長率と名目GDP成長率

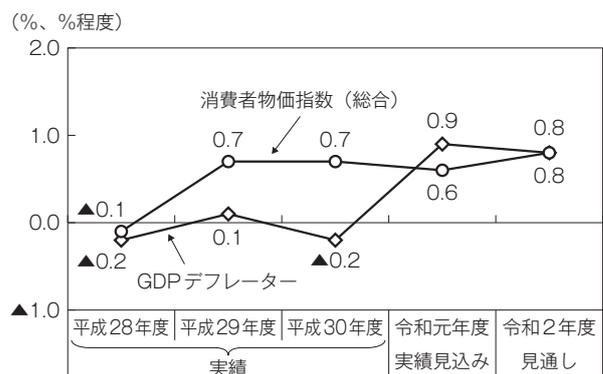


図表2 実質GDP成長率と寄与度



※民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

図表3 物価関係指数の変化率



※令和元年10月に実施された消費税率引上げの物価上昇率への影響を機械的に試算すると、令和元年度、令和2年度ともに、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される教育無償化による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は令和元年度、令和2年度ともに▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は令和2年度に▲0.1%ポイント程度と見込まれる。

永田 光 (ながた ひかる)

経済財政政策部局の動き：経済の動き

「日本経済2019-2020」の概要

政策統括官（経済財政分析担当）付
参事官（総括担当）付

齋藤 美松

はじめに

本稿では、『日本経済2019-2020—人口減少時代の持続的な成長に向けて—』（2020年2月7日公表）について、その概要を紹介する。

『日本経済2019-2020』は3つの章からなる。まず第1章では、最近の景気動向を概観し、第2章では働き方を巡る課題について、第3章では、我が国の対外経済構造の変化についての分析を行っている。以降、各章について、その内容をみていく。

第1章「日本経済の現状」

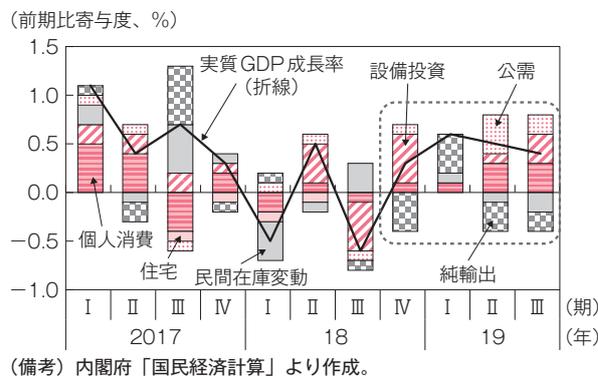
最近の日本経済は、外需の弱さが長期化する中で内需が持ち直しを続けている（図表1）。この背景としては、①外需の減少ペースが景気を一気に冷え込ませるような急激なものではなく、②外需の影響を受けにくい非製造業の堅調さが企業収益や雇用・所得環境といった我が国のファンダメンタルズを支えていることが挙げられる。

家計部門の動向についてみると、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費は、振れを伴いながらも緩やかな持ち直しを続けている。2019年10月に実施された消費税率引き上げの影響について全体的な評価を下すには時期尚早ではあるものの、小売販売の動向を商品別に確認する限りでは、総じてみれば、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動減は前回ほどではないとみられる。

企業部門の動向については、外需が弱い中で、製造業の生産・収益・投資の下振れが確認される一方で、非製造業の活動は底堅く推移しており、経済全体の成長を支えている。設備投資については、生産能力増強や維持・補修を目的とする生産設備の設置や工場施設の建設といった従来型の投資には弱さがあるものの、研究開発やソフトウェア投資が伸長している。我が国企業は、AIやロボット等の新技術実装を始めとする

「Society 5.0」の実現に向けた取組を着実に進めているものと考えられる。

図表1 実質GDP成長率（四半期別）



第2章「人口減少時代における働き方を巡る課題」

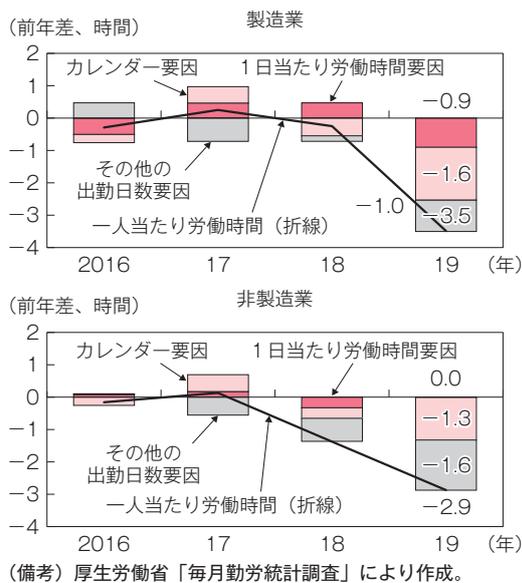
まず、我が国での働き方の現状をみると、労働時間も長時間労働者数も減少しているが、男性の労働時間はOECD加盟国でも長い。最近の労働力人口の増加は女性と高齢者によるものであり、女性の就業のM字カーブは解消されつつあるが、30歳以上の女性が継続就業できる環境整備が引き続き望まれる。男性の労働時間が長い国では30歳台の女性就業率が低いという関係もあることから、女性の労働参加促進と男性の長時間労働抑制は同時に解決を目指すべき課題と言える。2019年4月より実施されている働き方改革は、有給休暇の取得といった要因による勤務日数の減少を通じ、労働時間や長時間労働者数の減少に貢献しているとみられる（図表2）。

次に、就業機会についてみると、バブル崩壊後の雇用機会喪失により、就職氷河期世代の大学新卒就職率は平年より10%以上低くなり、同世代の男性が30歳台になった際の正規雇用比率も過去の世代より低めに留まっている。新卒採用は、長期的かつ計画的に実施されることが期待される採用形態であるが、中途採用よりも景気に感応的である。こうした採用スタンスが就職氷河期問題を深刻化させた原因とも考えられる。雇用者が長期に渡り安定的に就業機会を確保するためには、離職・転職の容易な環境が必要であり、転職が不利になる退職金制度等の解消や、より中立的・ポータブルな仕組みの整備が重要となる。他方、転職が容易になれば、企業の従業員に対する投資インセンティブは減少する可能性があり、個人の教育投資を社会的

にサポートすることも必要となる。

最後に、働き方の変化と社会保障について、分析している。過半数の第3号被保険者は既に働いているものの、就業調整を行っている。社会保険の適用拡大、配偶者の勤め先における手当の仕組みを見直すこと等を通じ、就労インセンティブを高めることが可能である。また、子育て世帯をサポートしつつ継続就業を促す育児休業給付金の受給者は増加しており、効果を發揮している。働き方の見直し、ワークライフバランスの改善に向けた取組の成果もあり、就業が出生率にマイナスとはいえない状態を生み出している。保育所増設も就業促進に寄与し、子育てと仕事の両立を図ろうとする者に貢献している。こうした取組の拡充を通じ、人口減少時代においても、経済の活力を維持増進していくことが求められている。

図表2 総労働時間変化の要因分解（業種別）



第3章「人口減少時代における対外経済構造の変化」

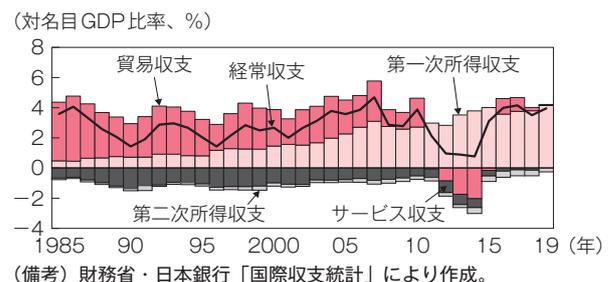
まず、我が国の対外経済構造の長期的な変化をみると、長らく経常収支の黒字要因となっていた貿易収支は、2000年半ば以降、次第に黒字幅が縮小し、このところ、第一次所得収支が黒字を支える構造に変化している（図表3）。貿易収支の恒常的な黒字が解消した背景には、新興国の台頭による比較優位の変化や世界全体の貿易の停滞が挙げられる。一方で、輸出数量が伸び悩むなかにあっても、財の高付加価値化は進んでいる。第一次所得収支の黒字拡大は、対外資産の大幅な増加によるものであり、我が国は28年連続で世

界最大の純債権国となっている。対外経済構造の将来像について、国際収支の「発展段階説」によれば、我が国は「成熟した債権国」に差し掛かっており、その後は最終段階として位置づけられる「債権取り崩し国」に向かうとみられる。この点について、先行研究では、人口減少が進むと資本は海外に移動するなど、人口動態が経常収支の水準に有意な影響を与えることが示されている。

次に、経常収支黒字の主因となっている対外資産の運用について検討している。現在、我が国の対外資産の収益率は他の先進国と比べて高いものの、名目GDP対比で測った投資規模は小さく、拡大余地が残されている。特に、ホームバイアスが強い預金取扱機関に集中している資金をホームバイアスが比較的弱い年金や投資信託等に振り向けることで、対外証券投資を通じた収益力強化を図れる可能性がある。また、対外直接投資は、国内企業業績や賃金・雇用の拡大を通じて国内経済にもプラスの効果をもたらし得ることが示唆された。

最後に、我が国の必須輸入であるエネルギーや食料の対外依存について検討している。我が国のエネルギーは、9割弱を海外に依存しており、その対外依存を低減させることは交易条件面からも望ましい。現状、我が国の企業・家計が負担しているエネルギーコストは、他の先進国と比べて高く、エネルギーの対外依存軽減を検討する際には、エネルギーコスト負担軽減に向けた対策も検討する必要がある。また、我が国は食料の6割弱を海外に依存しており、就農人口や耕作放棄地の増加を勘案すると、食料自給率は今後も低下するおそれがある中で、食料の対外依存の低減と食料自給率の回復を図るためには、経済連携協定を活用した輸入先の分散化と輸出力強化による国内生産の維持・拡大が求められる。

図表3 我が国の経常収支の推移



齋藤 美松（さいとう よしまつ）

経済財政政策部局の動き：経済の動き

地域の経済2019

—人口減少時代の成長に向けた土台づくり—

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(地域担当)付
高岡 瞭

はじめに

内閣府・経済財政分析担当では、地域経済を総合的に分析し、政策課題の把握に資することを目的とする「地域の経済」を年1回公表している。2020年2月14日に公表した「地域の経済2019」では、「地域経済の発展に資する地域金融」と「健康と地域経済」などについて分析している。以下ではその内容の一部を紹介する。詳細な分析、推計方法等は本文を参照されたい。

地域経済の発展に資する地域金融

2012年から始まった今回の景気回復局面では、雇用情勢等にみられるように、地域間のばらつきが小さいことが一つの特徴となっている。背景として、個人消費や設備投資といった内需を中心とした回復であったことから、産業構造の相違に伴う輸出依存度の違いに左右されずに、それぞれの地域において経済成長してきたことが考えられる。

こうした中、内需主導による地域の経済成長を資金面から支える、地域の金融機能の役割が注目される。地方においては、中小企業が主要な経済主体であり、中小企業は大企業と比べて間接金融への依存度が高くなっている。そのため、地域経済の成長及び発展において、銀行等の金融機関が果たす役割は、より重要となっている可能性が考えられる。

銀行の貸出残高は、2013年以降、特に地方銀行の中小企業向けの貸出額が増加している。

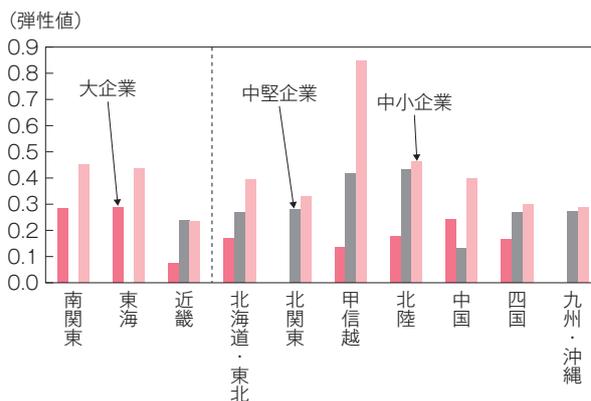
そこで、金融機関からの資金借入が企業の設備投資に与える影響を企業規模別にみると、中小企業への増加寄与が大きい(図表1)。地域別では、東京都や大阪府、愛知県といった三大都市を含む地域よりも、それ以外の甲信越、北陸といった地域において、増加寄与が大きい傾向がある。このように、金融機関による

資金供給が中小企業の設備投資の増加を支えている可能性がある。

一方で、企業による設備投資が売上高に与える影響をみると、プラスに寄与するものの、大企業や中堅企業に比べて、中小企業ではプラス寄与が相対的に小さい(図表2)。こうしたことから、中小企業においては、借入増を背景とした設備投資の拡大が売上増加につながっていない可能性がある。

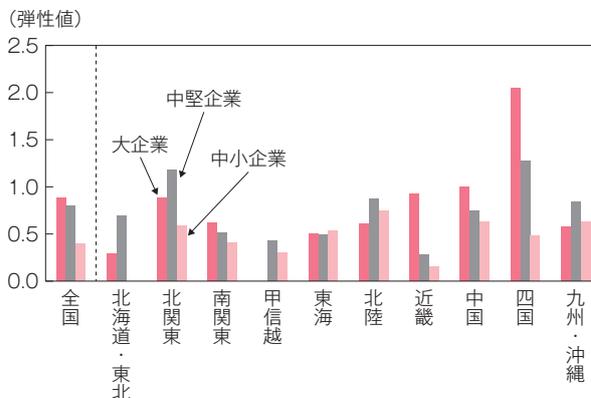
地方の金融機関が自らの収益を高めるためにも、融資業務を通じて、発展性が見込まれる新たな事業への支援や経営上のアドバイスを積極的に行うなどの取組を行うことで、中小企業の事業活動の拡大を促し、地域経済の成長及び活性化に大きく貢献することが期待される。

図表1 金融機関からの資金借入が企業の設備投資に与える影響(地域別、企業規模別(長期借入))



(備考) 1. 財務省「法人企業統計調査」より内閣府作成。
2. 長期借入について、南関東及び東海の中堅企業、北関東及び九州・沖縄の大企業は、推計結果が有意(10%有意水準)ではないため、除いた。

図表2 設備投資が企業の売上高に与える影響(地域別、企業規模別)



(備考) 1. 財務省「法人企業統計調査」より内閣府作成。
2. 北海道・東北の中小企業、甲信越の大企業は、推定結果が有意(10%有意水準)ではないため、除いた。

健康と地域経済

人口が減少し、高齢化が進展するなかで、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提となるのが、健康である。健康であることは、個人の人生やQOL（生活の質）の根幹に関わるとともに、経済社会全体にも影響を及ぼす。地域経済においては、全国より急速に高齢化が進み、人手不足問題への対応が課題となっている。

我が国における健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、男女ともに延伸しており、医療の進歩等により日本人の健康度は上昇している。都道府県別にみると、ばらつきがみられるものの、地域差（最長の都道府県－最短の都道府県）は、縮小傾向にある。

健康度が地域の経済活動に与える影響として、人々の健康度が高まれば、働くこと等を通じて社会に参加する人が増えることや、働く人のパフォーマンスが高まり労働生産性が向上するということが考えられる。そこで、健康度と地域の経済活動との関係を見ると、健康度の改善により有業率や労働生産性が上昇する傾向がみられる（図表3、4）。さらに、生産関数に人的資本の一部として健康を取り込み、県内総生産と健康度の関係を以下の式の通り推計すると、統計的に正に有意な関係がみられた。このことは、他の条件が一定であれば、より健康度が高い地域ほどより県内総生産が高い傾向にあることを意味している。

$$\ln Y_i = -8.427 + 0.501^{**} \ln K_i + 0.574^{***} \ln L_i + 0.266^{***} s_i + 0.074^{**} \exp_i - 0.001 \exp_i^2 + 0.056^{***} h_i$$

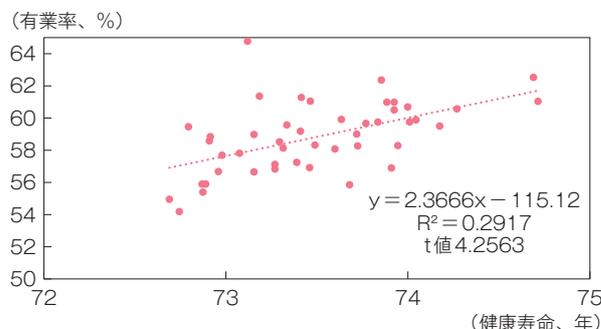
（備考）1. Y：都道府県別実質付加価値、K：資本、L：労働、S：教育年数、exp：経験年数、h：健康度（健康寿命）
2. **、***はそれぞれ5%、1%の有意水準で有意であることを示す。

さらに、健康度に対して、影響を与えている地域資源等についてマイクロデータを用いて順序ロジット分析を行うと、「身の回りから受ける援助への期待」や「困難な時に助けてくれる隣人がいること」など、ソーシャルキャピタルが豊かであるほど、主観的健康度（自らの健康状態に関する質問への回答を指数化した指標）が高いことが分かった（図表5）。ソーシャルキャピタルと健康に関する事例として、山梨県における地域のボランティアによる減塩活動などの取組がある。

地方公共団体など関係者・関係団体が連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみで、地域の健康度を向上させる、

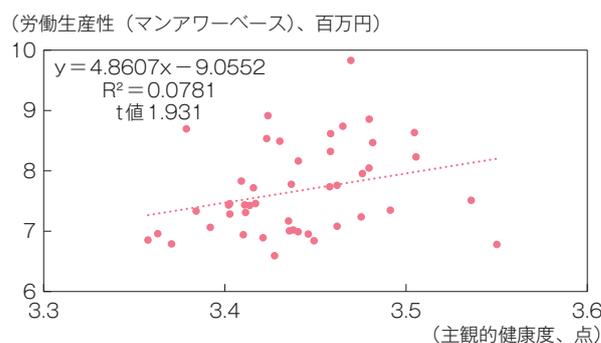
効果的な予防・健康づくりを進めることが必要である。地域の多くの人々が健康を享受し、多様な世代の人々が自らの希望に応じて地域で活躍することを通じて、地域経済社会の活力が高まることが期待されている。

図表3 健康寿命と有業率



（備考）総務省統計局「就業構造基本調査（平成29年）」、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究（平成28～30年度）」より作成。

図表4 主観的健康度と労働生産性



（備考）1. 内閣府「県民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」、「国民生活基礎調査（平成28年）」より内閣府作成。
2. 労働生産性は、県内総生産（実質）を労働投入量（総実労働時間×常用労働者数、事業所規模5人以上、年平均）により割ることで算出。

図表5 地域資源等が主観的健康度に与える影響に関する分析結果

| | プラスに寄与した項目 | マイナスに寄与した項目 |
|---------------|--|--|
| 社会経済的状況 (SES) | 世帯人員 就労状態：通学 最終学歴：大卒 | 配偶関係：死別 就労状態：休業、引退 年齢 介護家族の有無 |
| 居住環境 | 1人当たり部屋の数 近隣の環境 | 住居の問題 |
| ソーシャルキャピタル | 身の回りから受ける援助への期待 困難な時に助けてくれる隣人の有無 組織への信頼 一般的信頼 | |
| 街の構造 | 徒歩又は自転車で行ける施設の種類 | |

（備考）1. 内閣府「生活の質に関する調査（2012年度）」より作成。
2. プラスは有意水準10%未満で正の相関、マイナスは有意水準10%未満で負の相関があるもの。

高岡 瞭（たかおか りょう）

経済理論・分析の窓

もはや「南米の優等生」でなくなったチリ

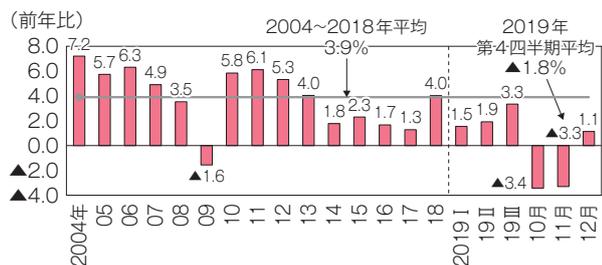
在チリ日本国大使館
今村 慎一郎

チリは、ピノチェト政権時代の1970年代から南米の中でいち早く新自由主義政策を推し進め、各国と自由貿易協定を結び、銅やリチウム等の一次産品を輸出することで外貨を獲得する経済構造により安定した成長を成し遂げた。そのため、不安定な経済状況を持つ国が多い南米のなかでもチリは「南米の優等生」と評される。加えて、海外からは魅力的な投資先としても見られており、対チリ直接投資額は2011～2013年は日本が世界1位であり¹かつ、日本は銅の約4割をチリから輸入²しており、日本にとり非常に重要な国である。しかしながら、昨年来、チリ経済は混乱に陥っている。本稿では昨年来のチリ経済の概況について述べたい。

突然の社会混乱と経済への影響

チリの政治制度は4年任期の大統領制であり、ここ数十年は左派、右派が交代で務めてきたが、新自由貿易政策路線は一貫しており、この間の平均成長率は3.9%と非常に安定した成長を遂げてきた（図表1）。

図表1 成長率の推移



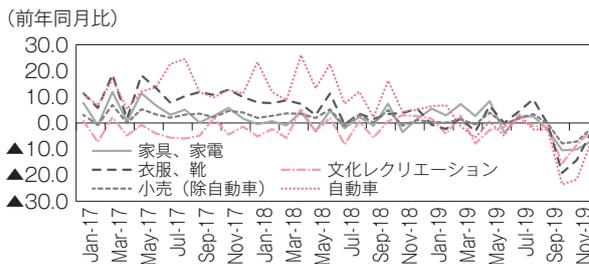
（備考）1. チリ中央銀行より作成

しかし、2019年10月18日、サンティアゴ地下鉄料金の値上げ（ラッシュ時800ペソ→830ペソ、約4円の値上げ）反対に端を発した抗議活動がサンティアゴ市で起き、これに便乗する形で放火、略奪行為などの暴動、犯罪行為も多発した。これを受け、政府は19年10月19日に国家緊急事態宣言及び夜間外出禁止令

を発し、国内は一気に混乱へと陥っていった。

このことは経済活動にも大きな影響を与え、IMACEC（経済活動指数）は第4四半期平均が前年同期比▲1.8%とリーマンショック時の2009年（▲1.6%）を下回った。特に大きな影響がみられるのは消費であり、略奪やそれに伴う営業の自粛及び閉店、不要不急品の買い控え、特に耐久財及び半耐久財の買い控えから商業販売指数が大きく落ち込んでいる（図表2）。

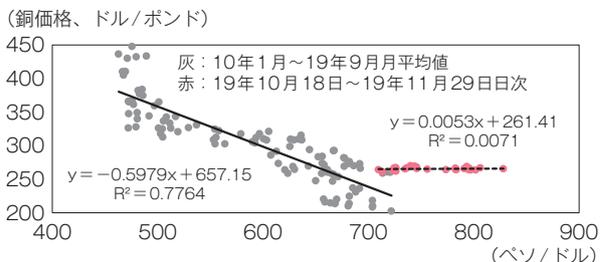
図表2 商業販売指数の推移



（備考）1. チリ国家統計院より作成

また、マーケットでもチリペソ対ドルレートが史上初めて1ドル800ペソ台に達するなどペソ安が進展した。通常、対ドルレートは国際銅価格に相関して推移する傾向があるが、10月18日以降は全く相関した動きをとっておらず、市場の混乱が伺える（図表3）。

図表3 為替と銅価格の相関



（備考）1. チリ中央銀行、Codelcoより作成

また、失業率は7%台でおおむね横ばいで推移しているが、商業活動の縮小から財務省は10万人の雇用喪失により、10%まで悪化するとの見通しを示している。現時点では統計には表れていないものの、経済活動の中心となる雇用情勢の悪化への対策は喫緊の課題と言える。

深刻な格差問題と脆弱な社会構造

今般の抗議活動が深刻化した原因は地下鉄の値上げそのものではなく、これまでの抑圧されてきた国民の不満が一気に爆発したものと考えられる。中でも所得

1 チリ投資促進局（InvestChile）による。
2 財務省「貿易統計」による。

格差と固定化、脆弱な年金制度と言った長年チリが抱えてきていた問題が表面化したものと言える。チリ国内の社会階層³をみると、高所得者層（平均月収約8,065米ドル）であるAB層は1%のみであるのに対し、D層（同約703米ドル）が37%、E層（同約405米ドル）が13%と、約半数が厳しい収入のなかで生活をしている（図表4）⁴。チリの雇用市場も脆弱で、1年以内に離職する者が40%近くいるなか、頻繁に転職する者ほど、低賃金労働に従事している。さらに、チリでは高等教育にかかる費用が高額であることも相まって、格差の固定化にもつながっている。

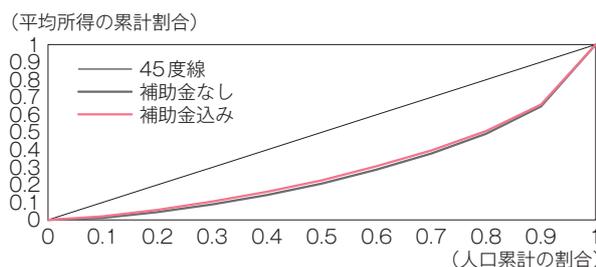
図表4 チリ社会階層別所得等水準と割合

| 社会階層 | 家計あたり平均月収(米ドル) | 大卒割合 | 教育が必要な定職に従事する割合 | チリ国内に占める割合 | サンティアゴ市内に占める割合 |
|------|----------------|------|-----------------|------------|----------------|
| AB | 8,065 | 99% | 100% | 1% | 3% |
| Cl a | 3,424 | 95% | 100% | 6% | 9% |
| Cl b | 2,483 | 71% | 81% | 6% | 8% |
| C2 | 1,700 | 26% | 58% | 12% | 15% |
| C3 | 1,124 | 4% | 30% | 25% | 28% |
| D | 703 | 0.2% | 7% | 37% | 30% |
| E | 405 | 0% | 2% | 13% | 7% |

(備考) 1. 1米ドル=750チリペソで換算

低所得者に対しては様々な形で補助金などのいわゆる所得再分配政策が採られているものの、2017年のジニ係数は、2017年は0.488、補助金を含まないジニ係数は0.502と高い水準となっており、政府の再分配政策が不十分であることも伺える（図表5）。

図表5 所得十分位平均値によるチリのローレンツ曲線



(備考) 所得十分位平均値の公表値を用いて再現。ジニ係数は補助金なしが0.44、補助金込みが0.41と公表値からは大きく外れたが、水準が高く、補助金による格差是正効果が少ないことがわかる。

政府・中銀の対策及び課題と今後の見通し

中央銀行はペソ安は是正策として、過去最大規模の為替介入を行うに至った⁵。為替介入以降、好調な銅価格も相まってペソ安は是正され、12月中には740ペソ

台まで値を戻した。しかし、多くの民間エコノミストはこの水準が当面は維持されるとの見解を示しており、チリは生活品のほとんどを輸入に依存することから、今後大幅な物価上昇が起きると指摘する。中央銀行も12月の経済見通しにおいて、2020年の物価上昇率見通しを9月公表時の2.8%から3.6%へと大きく上方改定しており、国民生活への影響が懸念される。

一方、政府は10月22日、国民の声に答えるため、年金受給額引上げ、最低賃金引上げ等を盛り込んだ社会政策（Agenda Social）を発表（図表6）、12月には、大きく悪化した経済及び企業活動と雇用への対応として55億米ドル規模の経済対策を公表した。

図表6 Agenda Social（社会政策の拡充）主要施策と概要

| | |
|-------------|---|
| 年金の受給額引上げ | 一部は受給額を即時50%に引上げ、その他も段階的に50%に。 |
| 最低賃金の引上げ | 30万1千ペソ→35万ペソとする。企業が負担できない場合、国が肩代わりを行う。 |
| 電気料金の値上げ | 2019年に行われた9.2%の値上げを無効とし、それより前の料金体系に戻す。 |
| 高所得者層の税率引上げ | 最大35%の所得税率を月収800万ペソ以上の者に40%を課す。 |

しかし、チリの未来は不透明である。その大きな懸念の一つが、新憲法の制定である。新憲法は国のあり方を大きく変える可能性があり、一部の投資家や企業関係者は、新憲法による投資環境の悪化を不安視⁶している。仮に海外からの投資が減少すれば、輸出入は減少し、チリ経済はますます悪化の一途をたどることになりかねない。今のところ、1、2月が休暇シーズンのため、抗議活動は落ち着きを見せているが、3月には「Marzo Violento（暴力の3月）」と言われ、再び各地で抗議活動や暴動が多発するのではないかと不安もある。政府はより中長期の視点に立って対応に取り組むことが求められている。

参考文献

在チリ日本国大使館「チリ政治情勢報告」
在チリ日本国大使館「チリ経済情勢報告」
チリ社会開発省. “Ingresos de los hogares Sintesis de Resultados, CASEN2017”

今村 慎一郎（いまむら しんいちろう）

3 Gfk Chile（2019）の調査結果による。

4 チリ社会開発省. “Ingresos de los hogares Sintesis de Resultados, CASEN2017”によると、平均月収は約1,221米ドル。

5 11月12日に口頭介入、13日に40億米ドル規模の為替スワップ策、11月28日に400億ドル規模の為替介入策を決定した。

6 まず本年4月に新憲法制定メカニズムの国民投票が行われ、約2年かけ新憲法承認にかかる最終的な国民投票が行われる見込み。

経済理論・分析の窓

諸外国における行動経済学を用いた政策

経済社会総合研究所 研究官
藤森 裕美

近年、各国の政策に行動経済学や行動インサイト (Behavioral Insights : BI、以下、BI) が理論的基礎を与えている。BIは、実験的手法を用いて得たエビデンスに基づき策定された政策や規制を通じて、人々や消費者の福祉を改善することを目的としている¹。追加的な規制や罰則を設けることなく、シンプルかつ効率的な手法で、成果の有効性が数多くの事例から確認されている。BIを用いた政策は、納税の督促と納税率を高めるものから、慈善事業への寄付を増やす取り組み、そして産業統計調査の回答率の引き上げに至るものまで実に幅広い。本稿では、諸外国における消費者政策をはじめとするBIの政策への活用事例や学術論文を紹介する。

国内外のBIに関する機関の設置

OECDでは、“Use of Behavioural Insights in Consumer Policy”と題した、科学技術イノベーション政策ペーパーを2017年に出している。政府機関では、英国行動インサイトチーム (Behavioural Insights Team : BIT)²、米国国家科学技術会議 (National Science and Technology Council : NSTC)、豪州政府行動経済学チーム (Behavioural Economics Team of the Australian Government : BETA) 等でBIを用いた政策立案を行っている (図表1)。民間機関では、デンマークiNudgeyou ApS (i-Nudge-you) において、応用行動科学から得たInsightを用いた喫煙者の行動パターンの改善に取り組んでいる。我が国では、環境省 (ナッジユニット)、消費者庁 (消費者行政新未来創造オフィス) が行動経済学の政策への活用に取り組んでいる³。

図表1 BIに関するチーム・専門家を有する諸外国の例 (消費者政策)

| | Outside consumer authority | | Within consumer authority |
|------------------------------|----------------------------|--|---------------------------|
| Australia | X | Behavioural Economics Team, Department of Prime Minister and Cabinet | - |
| Canada | X | Innovation Hub, Privy Council Office | - |
| Province of Ontario (Canada) | - | - | X |
| Chile | X | Laboratorio de Gobierno | X |
| France | X | Secretariat-General for Government Modernisation | - |
| Germany | X | Staff of Policy Planning Unit, the Federal Chancellery | X |
| Israel | - | - | X |
| Netherlands | X | Behavioural Insights Network | X |
| Norway | - | - | X |
| United Kingdom | X | Behavioural Insights Unit | X |
| United States | X | Social and Behavioural Science Team, White House Office of Science and Technology Policy | X |
| European Union | X | EC Joint Research Centre | X |

出所 : OECD (2017a) “Use of Behavioural Insights in Consumer Policy” P.10, Table 1

BIの取り組み事例紹介

OECD (2017b) は、各国におけるBIの取り組み事例を紹介しており、消費者保護の観点からは、イスラエルの事例がわかりやすい。イスラエルの消費者保護担当委員 (Consumer Protection Commissioner) は、メーカーが容器サイズの縮小を行った際には、消費者に誤解を与える事態を招かないために、容器に初期の重量、変更後の重量、減少量を明記することをガイドラインに定めている。その背景には、消費者は購買決定を行う際に、過去の経験等から、商品の価格は検討するが、容量は一定と考えてしまう人間の心理的性質がある。これは、人間の意思決定の心理的プロセスが持つ性質で、情報処理の過程で利用するとされるヒューリスティクスという手法のうち、焦点効果と呼ばれる⁴。企業が価格を維持したまま商品の容量の減少した場合には、消費者はこれによる経済的損失を評価できず、不利益を被ることがある。イスラエルの例は、BIが政策の理論的基礎を与えた事例である。

また、OECDでは、消費者政策分野における加盟国の協力の推進・強化に貢献することを目的として設立されたOECD消費者政策委員会⁵ (Committee on Consumer Policy : CCP、以下、CCP) が中心となっ

1 OECD (2017a) によると、行動経済学 (Behavioral Economics) と行動インサイト (Behavioral Insights) は、密接に関係しており、同義に使われるものの、全く同じではない。Behavioral Insightsのポイントは、経済学者により提案されたアドバイスをその他の社会科学の知見を活用して発展させたものである。その一つの手法であるNudgeとは、Behavioral Insightsに基づく介入処置 (interventions) のことを示す。
 2 現在は、民間機関の位置づけになっている。
 3 消費者政策に関する消費者庁の取り組みは「健康と生活に関する社会実験」プロジェクトを参照されたい。
 4 ヒューリスティクスは情報処理が煩雑である場合に、負荷を無意識に軽くするために行われる。消費者はある商品の多様な特徴を比較する際に、商品の顕著性と呼ばれる1つの特徴に焦点を合わせる傾向があるとされる。つまり、普段から注目している価格に着目する (顕著性は価格である) 一方、商品の量といった他の情報に着目しない。その場合に、過去または別の店の同一商品の価格等が参照点となり、消費者はその参照点から大きく乖離する購買決定を避けることがある (Bordalo, Gennaioli and Sheleifer, 2013)。
 5 なお、CCPの「消費者政策のための経済学」第1回円卓会議は、新古典派経済学からの洞察と政策形成のための実際の適用の視点から議論がされており、当時はまだBIの黎明期であったといえよう。

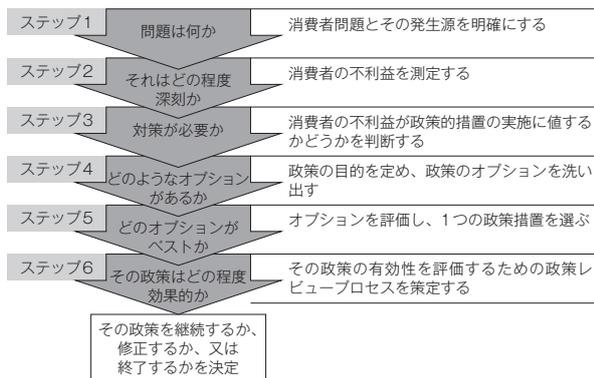
て、2016年に「電子商取引における消費者保護に関するOECD理事会勧告」を改定したが、その中で、電子商取引に関する政策形成に際し、行動経済学を通じたエビデンス基盤の改善を促している。

なお、消費者詐欺に関する英国の調査プロジェクト(UKOFT, 2006)の事例では、消費者詐欺のターゲットとなった人々に、消費者詐欺に関する認識と経験について詳細な聞き取り調査を行っている。最近では、特にデジタル経済の進展に伴う消費者問題を扱っており、フィッシング詐欺等の対策を行っている⁶。

消費者政策のための手順・解説書

OECDでは、消費者政策のための手順・解説書にあたる“OECD Consumer Policy Toolkit”を公開している。ここでは、従来の標準的な経済モデルを補完するものとして行動経済学を紹介し、政府による効果的な消費者政策を策定・実施に資するよう、立案手順を6段階のステップで提示している(図表2)⁷。また、デフォルト設定等に関する政策介入を重要領域として扱う。

図表2 消費者政策の立案ステップ



出所：OECD (2010)「消費者政策ツールキット」p.10より抜粋

デフォルト設定等の有名な事例は、米国の退職年金制度(401k)がある。当時のオバマ大統領は国税庁と財務省に対し、従来の自動加入をしないシステムから、加入をデフォルト設定にすることで自動加入を推奨するイニシアティブの実施を指示し、加入率を向上させた⁸。

BIを用いた政策に関する学術雑誌

デフォルト設定等のBI関連の学術動向を学びたい

向きには、次の学術ジャーナルを紹介したい。*Journal of Behavioral Economics for Policy*は、研究者と政策立案者の双方によって執筆され、双方に有益な雑誌である。一般的な学術論文ほど高い専門性はなく、政策立案者が直面する事態を多く扱う。また、文章も極めて簡潔である。

例えば、Garcia and Vila (2018)は、スペインの大手企業において、生命保険及び年金等の長期貯蓄の促進のために、240名の従業員を対象にNudge実験を採用し、デフォルトで給料から天引きするシステム“Ahorra+ program”のオプションを導入した。導入の結果、年金制度への平均年間自発的拠出は86.5%増加し、自発的拠出を行う従業員の数は252.9%増加した。特に貯蓄率が最も低い従業員(若年層と低所得層)でより大きな行動変容がみられた⁹。

その背景には、多くの人々が退職後に十分な貯蓄がないことがある。BIの観点からは、人間の時間選好に関する心理的性質が影響しているため¹⁰、自発的に将来の貯蓄を増やすことで、退職後を念頭に置いたより良い選択を享受できるようにした。今後も諸外国の例も参考に、我が国でもBIが様々な政策に活用されることが期待される。

参考文献

- Bordalo, P., N.Gennaioli, and A. Sheleifer (2013) “Salience and Consumer Choice,” *Journal of Political Economy*, Vol.121, No.5, pp.803-843.
- García, J. M., and J.Vila(2018) “Nudging Long-term Saving: The Ahorra+ program,” *Journal of Behavioral Economics for Policy*, Vol. 2, No. 2, pp.49-53.
- OECD (2010) *Consumer Policy Toolkit*, OECD Publishing.
- OECD (2017a)“Use of Behavioural Insights in Consumer Policy,” *OECD Science, Technology and Innovation Policy Papers*, No.36, pp.1-48.
- OECD(2017b)*Behavioural Insights and Public Policy: Lessons from Around the World*, OECD Publishing.
- UKOFT, United Kingdom Office of Fair Trading (2006), “Research on Impact of Mass Marketed Scams: A Summary of Research into the Impact of Scams on UK Consumers,” *OFT883*, pp.1-83.

藤森 裕美 (ふじもり ひろみ)

6 フィッシング攻撃や詐欺に関する認識と経験に関する認知的基礎については、Evan A. Wilhelms, Valerie F. Reyna, *Neuroeconomics, Judgment, and Decision Making*, Psychology Press, 2015。(竹村・高橋監訳『認知心理学のフロンティア 神経経済学と意思決定：心理学、神経科学、行動経済学からの総合的展望』北大路書房、2019年)を参照されたい。

7 参考までに、邦訳版『消費者政策ツールキット』(Draft, 23 March 2010)が出ているので、必要があればこちらも参照されたい。

8 その他にも、英国における中小企業の従業員向けの確定拠出年金制度である国家雇用貯蓄信託(National Employment Savings Trust: NEST)における、自動加入制度とデフォルト運用選択の取り組みが有名である。

9 適切な情報を得ていたら選ぶであろう選択を反映したデフォルトルールの設定が妥当である。大がかりな金融教育や規制を必要とせず、シンプルかつ効果的な点がNudgeの特徴といえよう。

10 時間選好とは、現在と将来のトレードオフに直面する人間の意思決定にかかわる選好のこと。

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念 と発足までの経緯 (4)

流通科学研究所 副所長 (元内閣府審議官)

前川 守

今回は、[第四条第3項＝分担管理事務]の続きから述べる。なお、本稿における引用条文は、原則として内閣府設置法施行時のものである。

②二号 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）

本号の趣旨は、内閣府設置法第四条第1項第一～三号に定める経済財政政策関係の内閣補助事務に関し、必要な場合には内閣府自らも分担管理事務として推進事務を行うことを定めたものである。「基本的な」という限定が付いているのは、内閣府が行う推進事務は内閣府が扱う経済政策の中でも基幹的なものの推進ということである。本号は、内閣府設置法立案過程では、各省からは規定する必要がないという意見が多かった。その理由は、経済対策の推進、各省連絡会議の運営等、内閣府が行う推進事務は1項事務の付随事務で行いするので、わざわざ3項で規定する必要はない、というものであった。しかしながら、1項事務の推進事務が全て付随事務で読めるとは限らないので、経済財政政策を円滑に進めるため、3項を置いたのである。設置法立案時には、付随事務で読み切れない例としては、推進費・調整費等、予算による推進事務があった。

また、括弧書きで他省が行うものを除いてるのは、上述の各省の意見を受けて挿入されたものであり、内閣府が行う事務は基本方針その他の基本的政策の企画立案と総合調整が主で、その基本的政策に沿った諸施策の推進・実施はまずは各省が行うのが通常であり、各省が行わない場合に内閣府が行うという整理である。

実際には、内閣府設置後は各省が必ずしも基本的政策の推進事務に常に熱心なわけではなかったもので、本号があることにより、政府全体として推進事務を円滑に行うことが出来た。

③三号 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

本号の趣旨は、経済企画庁時代は閣議決定を具体的に根拠として行われていた市場開放問題苦情処理(OTO)と政府調達苦情処理の事務を、内閣府の事務として法令上明記したものである。各省間や民間も含めて調整が行われる事務については、設置法で明記すべきという新設置法の統一基準に従ったものである。

なお、経済企画庁時代の法的根拠としては、経済企画庁設置法上では、第五号(対日投資に関する総合調整)及び第十八号(その他の調整事務のバスケットクローズ条項)で読んでいた。

④四号 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)に関すること

本号の趣旨は、中央省庁等改革基本法第十二条第6項により、「内閣府に移管し、内閣府の内部部局と連携して機能するようにする」とされた経済企画庁経済研究所に対応する内閣府経済社会総合研究所の所掌事務を規定するものである。

内閣府への移行に伴い、その機能が政策研究機能を中心に強化拡充されることから、経済企画庁経済研究所の所掌事務規定である「第二十一号 経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に関すること」及び「第二十三号 経済に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関すること」を、次の2点で拡充して規定した。

- 研究対象：従来の「経済構造及び経済循環」及び「経済に関する総合的かつ基本的な事項」を「経済活動及び社会活動」に、
- 研究方法：従来の「基礎的な調査及び研究」を「経済理論その他これに類する理論を用いた研究」に、所掌事務における新たな用語の意味は、以下の通りである。

i)「経済活動及び社会活動」

内閣府に置かれる試験研究機関(設置法第三十九条、組織令第四十二条)である経済社会総合研究所の研究対象は、従前の経済分野にとどまらず、総合科学技術、防災、男女共同参画、青少年・高齢者・障害者、沖縄・北方等の内閣府の所掌分野全てが対象となる。これらの広範な研究対象分野を表現するため、「経済活動及び社会活動」という一般言語的な規定とした。な

お、この「及び」は、「及び/又は」の意味である。

また、これらに加え、従前も経済企画庁の経済研究所は、「経済構造及び経済循環」であれば経済企画庁内部部局の所掌事務を超える分野も研究対象にしていた（例：税制、予算、地域開発）と同様に、「経済活動及び社会活動」であれば、内閣府内部部局の所掌事務の範囲を超えて研究対象と出来る。

研究所の名称も、上記を踏まえて、従来の「経済研究所」から「経済社会総合研究所」と、「社会」と「総合」を追加したものである。

ii) 「経済理論その他これに類する理論を用いた研究」

経済社会総合研究所の特色は、「経済活動及び社会活動」の分野全てを対象とするものの、その研究方法は経済理論等の理論的手法によるものであることであり、この研究方法により他省の研究事務と区別される。

「経済理論」とは、大学の経済学部経済学科で通常履修される範囲のものを指す。「その他これに類する理論」とは、経済理論関連の理論ということであり、内閣府設置法立案時の例としては、統計理論、経営学理論、社会学理論、社会心理学理論、組織理論、ゲーム理論が挙げられていた。

iii) 「研究」

「調査」は「研究」の一部として当然行われるものであるから、経済企画庁設置法の「調査及び研究」を、「研究」の語で表現することにした。

iv) 「(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)」

大学の経済学部、経済関係の大学院及び大学付属の経済関係の研究所並びに大学共用利用機関（例：統計数理研究所）では、経済活動についての経済理論を用いた研究を行っている。従来の経済企画庁経済研究所に比べ内閣府経済社会総合研究所は所掌事務が拡大されたので、これら大学等における研究との重複を避けるために、大学等における研究を明示的に除いたのである。その前例としては、科学技術庁設置法第三条、科学技術基本法第六条があった。

なお、大学の研究は「深く専門の学芸を教授研究」（学校教育法第五二条）するものであり、大学院の研究は「学術の理論及び応用を教授研究」（同法第六五条）するものであるのに対して、内閣府経済社会総合研究所の研究は、内閣府の経済財政政策等に資する政策への応用を何らかの意味で念頭に置いた研究であるので、大学等と研究が重複することは実務的にはほと

んどないものと考えられていた。

⑤五号 国民経済計算に関すること。

本号の趣旨は、いわゆるGDP統計に代表される国民経済計算に関する規定である。従前は経済企画庁が経済企画庁設置法第四条第二十二号（国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。）に基づいて行っていたが、国民経済計算に関しては、資料収集、調査、企画立案、分析、作表から開発・研究まで、全て内閣府が行うため、「国民経済計算に関すること。」という包括的な規定とした。

なお、本号を独立に規定する理由は、以下の3つである。

- i) 国民経済計算の作成は、国連により勧告（1993年7月12日経済社会理事会決議）されている我が国の国際的責務である。
- ii) 国民経済計算は、内閣府が行う経済政策の企画立案の基礎となるのみならず、各省の政策の企画立案においても幅広く利用されるものである。
- iii) 国民経済計算は、その体系の中で環境や無償労働等に関するサテライト勘定の研究・開発を行っており、これらは内閣府や各省という行政各部のみならず、広く民間や海外の研究者にも寄与するものである。

(7) 重要政策に関する会議

経済財政諮問会議は、合議制の機関であるが、これまでの審議会等（国家行政組織法第八条、内閣府設置法第三十七条で規定されているもの）とは異なり、内閣府設置法第十八条で「重要政策に関する会議」という新たな類型が設けられ、その中の一つである。

①重要政策に関する会議という類型の設定の経緯

i) 従来の審議会の問題点

平成13年（2001年）の中央省庁等改革では、従来の審議会制度にも大きな改革が行われた。その理由は、審議会は行政の民主化や専門知識の導入において一定の役割を果たしてきたが、その数が膨大になり、いわゆる行政の隠れ蓑になっているとの批判を招いたり、縦割り行政を助長するなど弊害がめだつようになってきたとされ、従来の審議会等を整理し、数を必要最小限のものに限り、加えて以下のように運用の改善を図ることとされた（最終報告P.65～68「審議会等の整理・運営等に関する指針」）。

イ. 政策審議、基準作成を行う審議会は原則廃止。設置する場合は、必要最小限とし、必要的付議規定

(ある政策を行う場合は、必ず審議会にかけなければならないという規定)は廃止。

ロ. 委員は非常勤とし、国会議員、行政機関職員、所管省庁出身者、地方公共団体等の代表者は、原則として委員としない。

ハ. 国務大臣は、原則として審議会の会長等にしない。

ニ. 委員への女性の参画を促進し、10年以内に比率30%を目指す。

ホ. 委員数は原則として20名以内、これを上回る場合でも30名未満。

ヘ. 独自の事務局は設置せず、審議会の庶務は所管省庁内の既存の部局で行う。

ト. 会議または議事録を公開することを原則とする。

ii) 重要政策に関する会議の基本的な考え方

ESR No.25第1部(1)行政改革会議における内閣機能の強化の議論及び(2)経済財政諮問会議の必要性、と同様に、重要政策に関する会議は、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化のために設置された合議制機関であり、「行政における総合性・戦略性の確保、内閣総理大臣の指導性の確保、官民の知恵の結集、」を図ることが設置の目的である。

このため、内閣総理大臣の指導性を確保するために内閣総理大臣自らが会議の長となり、行政における総合性・戦略性を確保するために少数の関係大臣や関係機関の長を構成員とし、官民の知恵を結集するために民間有識者の構成員を一定割合以上入れる、ということになった。

また、その時々複雑な政策課題に対して迅速かつ綿密に審議するため、その構成員は必要最小限とし、それ以外の大員が必要な場合は臨時構成員として参画させる、という考え方になっていく。

iii) 重要政策に関する会議の特徴

上述の基本的考え方から、重要政策に関する会議は、主として次の3点で、審議会等とは大きく異なっている。何れも第十八条第1項に規定されている。

イ. 内閣補助事務を扱う機関であること。

内閣府が設置された主たる目的である内閣機能の強化のための内閣補助事務を対象とする。このため条文では、「内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため」と設置法第三条第1項の任務に基づく第四条第1項柱書を引用し、重要政策に関する会議

が、内閣補助事務を扱うことを明確にしている。

また、「資するため」となっているのは、重要政策に関する会議が扱う事務は「企画及び立案並びに総合調整」すること自体ではなく、そのために必要な調査審議を中心とする「合議により処理することが適当な事務」であるため、「資する」の用語を使用している。

ロ. 内閣総理大臣又は内閣官房長官を長とすること。

上述の審議会運営の指針のハ.とは明確にことなるが、内閣の重要政策という迅速な政策決定と政策実施が求められる事項に関する合議制機関なので、内閣の長である内閣総理大臣を長としている。

「又は内閣官房長官」となっているのは、発足当初の4つの重要政策に関する会議の1つである男女共同参画会議に関しては、それまで内閣官房長官が男女共同参画の担当大臣であり、中央省庁改革後も内閣官房長官が男女共同参画担当大臣となることが想定されていたことから、男女共同参画会議の長も、内閣官房長官とするために、このような規定とした。ただし、その後、内閣官房長官に各種事務が集中し非常に多忙となったことから、平成17年10月の第3次小泉改造内閣からは、男女共同参画担当大臣が別に置かれるようになったこと及び男女共同参画会議には内閣総理大臣も必ず出席していることから、男女共同参画会議の長を内閣官房長官とする必要性は薄れている。

ハ. 関係大臣及び学識経験者を構成員とすること。

審議会運営の指針ロ.から、通常の審議会では関係大臣は構成員とはしないこととされたが、重要政策に関する会議で審議、決定されたものは、広く各省にわたる重要事項であり、かつ速やかに具体的施策を実施すべき事項であることから、重要事項に関する行政の責任者である関係大臣も構成員とした。

②重要政策に関する会議という名称

上述のように、従来の審議会とは大きく異なる性格の合議制機関であるので、それに相応しい新たな名称が必要とされた。

1番目の特徴である「内閣補助事務を扱う」=「内閣の重要政策を扱う」ということから、素直に考えて「内閣の重要政策に関する会議」という名称案もあったが、少し長すぎるということで、現在の名称となった。

③重要政策に関する会議の具体的な設置

i) 内閣府発足時の4つの重要政策に関する会議¹

具体的にどのような会議が重要政策に関する会議とし

1 第2次安倍内閣の地方創生政策の一環として、平成25年12月成立の国家戦略特別区域法により、国家戦略特別区域諮問会議が5番目の重要政策に関する会議として加わった。

て設置されたかということであるが、これは内閣府の内閣補助事務のうち、政策対応の高度化が特に必要なものということであり、経済財政政策（経済財政諮問会議）、科学技術政策（総合科学技術会議）、防災政策（中央防災会議）、男女共同参画政策（男女共同参画会議）の4つである。内閣府設置法第四条第1項の各号も、この順番に規定されている。

経済財政政策については、前述のESR No.25の箇所ですべてのように、バブル崩壊に対処できなかったこと、平成9年4月の消費税5%へ引上げ時の影響看過、その後のアジア金融危機等で、経済財政政策の策定方法の抜本的改革が中央省庁改革の理由の一つとなっていた。

科学技術政策については、21世紀を迎え、情報通信、生命科学、バイオ、ナノテク、エネルギー等様々な分野で、それまでとは次元が違う革新的技術改革の萌芽が現れており、それらにより経済や社会の大変動が予想され（「第4次産業革命」という言葉はまだ使われていなかったが）科学技術分野でもより総合的・戦略的かつ迅速な政策対応が必要とされていた。

防災政策では、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風以降日本では大きな自然災害はほとんど発生していなかったが、平成7年（1995年）の阪神淡路大震災により6千人余の犠牲者が発生し、高速道路、港湾といった日本が得意の社会資本にも大きな被害があり、防災対策の抜本的強化が必要となっていた。

男女共同参画政策では、日本では女性の活躍が他国に比べて遅れていることは、常々指摘されていたが、平成7年（1995年）9月の第4回世界女性会議で北京宣言が採択され男女共同参画の推進が国際的にも一層課題となり、平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会基本法が施行され、中央省庁改革では行政の担当部署もそれまでの室から一挙に局に拡充される等、男女共同参画政策の強化が必要となっていた。

これらの4つの重要政策に関する会議には、それぞれ前身的な審議会があったが、その変化度には大きな差異があり、経済財政諮問会議が一番大きい。

防災では、中央防災会議は根拠法（災害対策基本法）、名称、会長、構成員も前身のままであり、所掌事務が若干拡大しただけである。科学技術は、前身の科学技術会議（根拠法は科学技術会議設置法）から名称に「総合」と加わり、所掌事務に科学技術関係資源（予算、人材等）の配分方針等の調査審議と大規模プロジェクト評価が加わり、常勤議員も2名から4名に

増員された。男女は、男女共同参画審議会（根拠法は男女共同参画社会基本法）から、構成員が有識者のみから関係大臣と有識者に代わり、所掌事務に各省施策の監視と影響調査が加わり名称も変わった。

経済財政政策は、経済審議会（根拠法は経済企画庁組織令）が、所掌事務、構成員、名称等が大きく変わった。経済審議会の主要業務であった経済計画については、そもそも経済計画自体が策定されなくなり、有識者からなる30名以内の構成員は、関係大臣と有識者等で10名以内となった。

ii) その他の内閣府の内閣補助事務との関係

内閣府設置時の内閣補助事務には、この4つの他に、沖縄政策、北方政策、青少年政策があった（十五号の金融の円滑化は、金融庁を内閣府に置くための規定であり、内閣府本府には事務の実態はなかった）が、この3つは特定の分野で、かつそれぞれ歴史のある総理府の事務であり、経済財政政策、科学技術政策、防災政策、男女共同参画政策ほど政策の高度化が求められていなかったため、重要政策に関する会議は置かれなかった。

むしろ従来行われてきた政策をきちんと継続して行うことが重要であり、例えば、経済財政担当の特命担当大臣は置かないことも可能だが、沖縄・北方担当と金融担当の特命担当大臣は、必ず置くこととされた（設置法第十条及び十一条）。なお、審議会として沖縄振興開発審議会（現在は沖縄振興審議会）、特別の機関として北方対策本部が、総理府時代から置かれていた。

④重要政策に関する会議の設置規定の置き場所

i) 経済財政諮問会議、総合科学技術会議

この二つの会議は、内閣府設置法自体に設置根拠を置き、所掌事務や組織等を規定している（第19条～第36条）。その意味で、この2つが重要政策に関する会議の代表例と言える。

ii) 男女共同参画会議、中央防災会議

いずれも基本法である男女共同参画社会基本法や災害対策基本法の作用法の部分と一体となって、各会議の設置が規定されているので、各会議を当該基本法から切り分けて内閣府設置法に規定しがたいことから、別法設置としたものである。

前川 守（まえかわ まもる）

最近のESRI研究成果より

マネジメントが労働時間・賃金へ与える影響に係る実証的分析

経済社会総合研究所 特別研究員
川本 琢磨

はじめに

近年、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金の推進に向けた取組等、労働に関する様々な政策が進められ、労働市場を取り巻く環境は大きく変化している。とりわけ、いわゆる残業時間の削減や賃金格差の是正が議論されて久しいことは言うまでもない。労働時間や賃金が、企業（あるいは事業所）におけるマネジメントのあり方に大きく影響されることは自明であるが、マネジメントの直接的な計測などデータに起因する制約等から、マネジメントと労働の関係性を取り扱う実証的な研究の蓄積は限られている。本稿では、2017年に政府の一般統計調査として内閣府経済社会総合研究所が実施した「組織マネジメントに関する調査¹」（以下「JP-MOPS」という。）を活用することにより、データの制約を乗り越え、マネジメントのあり方が残業時間や賃金格差にどのような影響を与えるのかを実証的に研究した「マネジメントのあり方と長時間労働・賃金格差」（ESRI Discussion Paper No.352²）の概要を紹介する。

データ

本研究では、主に以下の2つのデータを用いている。

(1) JP-MOPS（内閣府）

JP-MOPSは、国際的に比較可能となるよう設計された政府による統計調査であり、事業所活動におけるマネジメントのあり方に係る情報を得ることを主たる目的として、2017年1月に日本で初めて内閣府経済社会総合研究所により実施された。当該調査では、目標設定やKPIの活用度合い等の目標・業務管理のあり方、

従業員の昇進・解雇等の人事管理のあり方等の設問により組織のマネジメントの様相を直接、把握している。

図表1 JP-MOPSの設問例

| |
|---|
| 【(A) 業務管理（設問例）】 |
| 問：いくつのKPI（重要業績評価指標）を利用しているか （選択肢）1~2つ/3~9つ/10以上/利用無し ⇒多くのKPIを利用しているほど業務管理スコアが高くなる |
| 問：生産目標を誰が認識しているか （選択肢）上位管理職のみ/管理職の多くと従業員のある程度/管理職及び従業員の多く/管理職全てと従業員の多く ⇒より多くの者が目標を認識しているほど業務管理スコアが高くなる |
| 【(B) 人事管理（設問例）】 |
| (1) 昇進・ボーナスの基準 |
| 問：生産目標が達成された際に従業員の何割がボーナスを受け取るか （選択肢）0%/1~33%/34~66%/67~99%/100%/目標非達成 ⇒より多くの者が受け取る場合、昇進スコアが高くなる |
| 問：従業員の昇進決定に際して何を基準にするか （選択肢）個人の実績と能力のみ/個人の実績と能力とそれ以外の要素（勤続年数など）/個人の実績と能力以外の要素（勤続年数など）/昇進しない ⇒より個人の実績と能力に依拠する場合、昇進スコアが高くなる |
| (2) 解雇・配置転換のあり方 |
| 問：勤務不良の従業員を配置転換・解雇するタイミングはいつか （選択肢）勤務不良と評価されてから6か月未満/勤務不良と評価されてから6か月以降/配置転換や解雇はめったにない、又は全くない ⇒より早く配置転換・解雇する場合、解雇スコアが高くなる |

(注)・(A) のセクションの設問の回答から業務管理スコアを計算。
・(B)-(1) のセクションの設問の回答から昇進スコアを計算。
・(B)-(2) のセクションの設問の回答から解雇スコアを計算。
・その他の設問やスコアの計算方法等の詳細は、ESRI DP No.352を参照。

図表1の設問のほか、その他の設問に対する事業所の回答を用いて、組織のマネジメントに係る業務管理スコア、昇進スコア、解雇スコアを定量的に算出する。また、各設問は2015年時点及び2010年時点の2時点について回答する形となっている。なお、JP-MOPSは、従業員30人以上の「製造業」並びに「飲食料品小売業」及び「情報サービス業」の事業所を対象としているが、本稿で紹介する研究では製造業のサンプルのみを用いている。

(2) 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

事業所に雇用された従業員単位での調査であり、毎年約5万事業所（およそ100万人の従業員）をサンプルとしている。調査項目は多岐にわたるが、本稿で紹介

1 調査の詳細は、http://www.esri.go.jp/prj/current_research/service/service.html参照。また、2018年にも同様の調査を行っている（同ページ参照）。
2 著者は神林龍、亀田泰佑、川本琢磨、杉原茂、田中真理。2019年11月に公表。論文は、http://www.esri.go.jp/archive/e_dis/e_dis352/e_dis352.html参照。

介する研究では、主に労働時間と賃金を用いた。

上記2つの統計調査のデータを接続することで、約940事業所（従業員単位でおよそ8万人）の2010年及び2015年の2時点間パネルデータを構築した。これを用いて、マネジメントのあり方の改善が、残業時間及び賃金にどのような影響を与えるのか、以下のとおり実証的な研究を行った。

マネジメントと残業時間

まず初めに、マネジメントのあり方の改善と事業所内の従業員の残業時間との関係性について、パネルデータを用いて事業所の属性等をコントロールした上で、回帰分析により検証した。その結果の概略は図表2のとおりである。

図表2 回帰分析結果（マネジメントと残業時間）

| 変数 サンプル：全従業員 | 残業5時間以上 残業10時間以上 残業50時間以上 | | |
|-----------------|---------------------------|----------|---------|
| | - | | |
| 業務管理スコア | -0.006 | -0.027 | -0.068* |
| 昇進スコア | 0.218*** | 0.258*** | 0.044 |
| 解雇スコア | -0.072 | -0.042 | -0.021 |

(注) * $p<.10$ 、** $p<.05$ 、*** $p<.01$
・被説明変数は、当該時間以上残業した従業員の割合。
・説明変数は、JP-MOPSの回答から事業所ごとにスコアを計算。
・その他事業所及び従業員の属性をコントロールしている。
・詳細は、ESRI DP No.352を参照。

進捗管理や生産目標の設定など業務管理のあり方を改善すること（＝業務管理スコアが高まること）により、月に50時間を超えるような長時間残業が削減されることが見て取れる。こうしたマネジメントの改善が、生産の効率化につながっていることや事業所内での残業時間の均質化の実現の一助となっている可能性が示唆される。

また、ボーナスや昇進基準など人事管理のあり方を改善すること（＝昇進スコアが高まること）によって、全く残業をしない従業員が減少することや、比較的残業時間の少なかった従業員の残業時間の増大が観察される。これは、個人の実績や能力をより評価する制度が導入されると、一定の層の従業員が残業時間を増やす行動をとり実績を追い求めるようになることが影響しているのかもしれない。さらに、データサンプルを勤続年数の層で分割して図表2と同様の分析を行うと、人事管理に係るマネジメントの改善による残業時間の増大効果は、勤続年数の短い従業員で相対的に

大きいことが分かった。

以上より、マネジメントのあり方の改善は、業務管理及び人事管理の改善の双方の効果を通じて、事業所内の残業時間の均等化を促す傾向にあるといえるだろう。

マネジメントと賃金

次に、マネジメントのあり方の改善が、従業員の時間当たり賃金にどのような影響を与えるのか、残業時間の場合と同様に2時点間パネルデータを用いて回帰分析により検証した。その結果の概略は、図表3のとおりである。

図表3 回帰分析結果（マネジメントと賃金）

| 変数 サンプル：勤続年数層 | 時間当たり賃金 | | |
|------------------|---------|-----------|---------|
| | 3年以下 | 10～19年 | 20年以上 |
| 業務管理スコア | 0.065 | 0.022 | 0.024 |
| 昇進スコア | 0.012 | 0.008 | -0.078 |
| 解雇スコア | 0.007 | -0.079*** | -0.060* |

(注) * $p<.10$ 、** $p<.05$ 、*** $p<.01$
・被説明変数は、時間当たり賃金（対数値）。
・説明変数は、JP-MOPSの回答から事業所ごとにスコアを計算。
・その他事業所及び従業員の属性をコントロールしている。
・詳細は、ESRI DP No.352を参照。

事業所が解雇や配置転換をより素早く行うようになると（＝解雇スコアが高いほど）、勤続年数の長い従業員層の時間当たり賃金が減少する傾向にあり、年功賃金カーブの水平化に寄与していると考えられる。さらに、サンプルを男性・女性や勤続年数ごとで分けて、同様に分析を行うと、特に、より早く解雇等を実施することによる時間当たり賃金の減少効果は、長期勤続層の男性に顕著であるが、女性の短期勤続層の賃金は逆に上昇することが示唆された。したがって、解雇等に係るマネジメントの改善は勤続年数及び性別間における事業所内での賃金格差の縮小を促すといえる。

おわりに

本稿で紹介した分析結果によれば、業務管理や人事管理等の観点から捉えた事業所のマネジメントのあり方の改善は、残業時間や賃金格差の側面で、事業所内部の従業員間の格差を縮小させる可能性があることが示唆された。近年、働き方改革が進められる中で、労働時間や賃金など労働市場を取り巻く様々な課題の検討に際して、マネジメントのあり方という新しい視点を取り入れることも重要かもしれない。

川本 琢磨（かわもと たくま）

ESRI統計より：国民経済計算

2016年度県民経済計算について

経済社会総合研究所 国民経済計算部 地域・特定勘定課
渡辺 潤

はじめに

内閣府経済社会総合研究所では、47都道府県が推計・公表した県民経済計算の2016年度の結果を取りまとめた。

県民経済計算は、内閣府経済社会総合研究所が作成している「県民経済計算標準方式」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン」で示された標準的な枠組みに沿って各都道府県及び一部の政令指定都市が自主的に推計し公表しているものである。

内閣府においては、都道府県が主体となって県民経済計算の作成を開始した当初から、都道府県を支援しており、統計ユーザーの利便性にも考慮し、都道府県分を揃えてとりまとめている。

本稿では、2016年度県民経済計算の概要を紹介する。

2016年度県民経済計算の概要

(県内総生産(実質))

実質経済成長率は、全県計で前年2015年度の1.4%増から0.6%増へと低減する中で、35県でプラス成長となった(2015年度は37県)(図表1)。

都道府県別にみると、和歌山県(3.9%増)、熊本県(3.9%増)、滋賀県(3.8%増)の伸び率が高かった。それぞれの増加要因をみると、和歌山県は、生産面で製造業が大幅に増加し、高速道路の延伸や大河ドラマ

効果等による国内外からの観光客の増加傾向の維持も寄与した。分配面で企業所得が増加した。また、支出面で民間総固定資本形成が増加した。

熊本県は、生産面で製造業や建設業などが増加し、不動産などが減少した。分配面で県民雇用者報酬と企業所得が増加した。支出面で民間最終消費支出、政府最終消費支出、及び県内総資本形成がいずれも増加した。2016年4月の熊本地震の影響についてみると、電子部品・デバイスを中心とした熊本地震からの挽回生産や、グローバル需要の取り込みによる増産により、製造業全体として生産が持直した。また、建設業は、損壊した家屋の再建に伴い、持家を中心に製造業等建屋なども増加した。災害復旧関連の工事が本格化したことを受け、国道復旧ルート工事などの公共土木も増加した。

滋賀県は、生産面で主要産業である製造業等が増加した。分配面で県民所得は2.6%増で4年連続の増加となった。支出面で民間最終消費支出、政府最終消費支出、及び総資本形成が増加した。

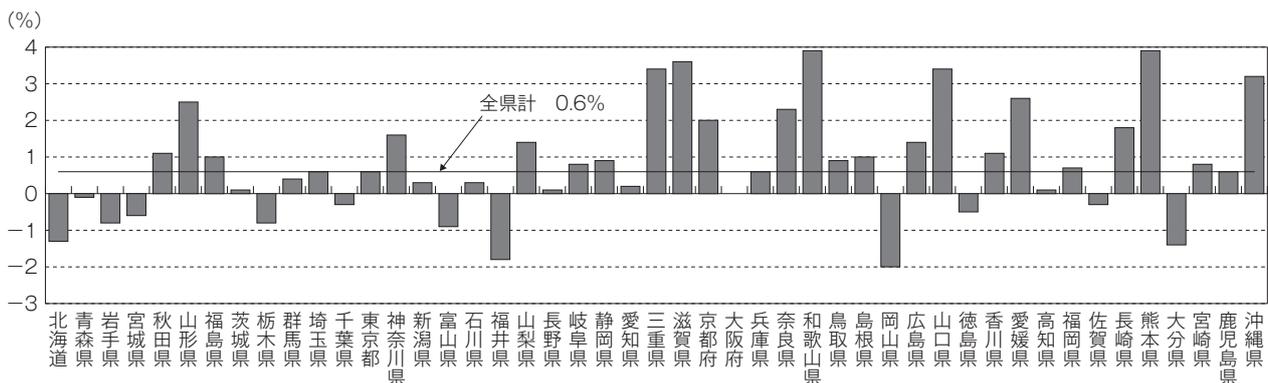
(県民所得)

県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したものである(図表2)。2016年度は、県民雇用者報酬が全県計で前年度比1.9%増となる一方、企業所得が2.7%減となり、県民所得は全県計で0.1%増となった(2015年度は2.9%増)。

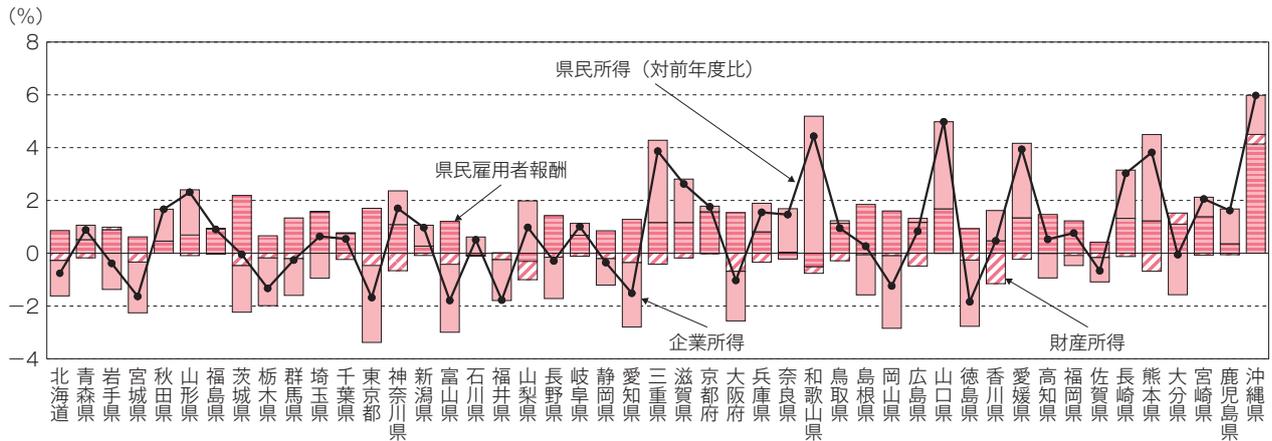
県民雇用者報酬は43県でプラスとなる一方、企業所得は25県でプラス、22県でマイナスとばらつきがみられた。県民所得がマイナスとなった17県の全てで、企業所得はマイナス寄与となった。

都道府県別にみると、沖縄県(6.0%増)、山口県(5.0%増)、和歌山県(4.4%増)の伸び率が高かった。

図表1 都道府県別実質経済成長率



図表2 都道府県別県民所得の項目別寄与度



(1人当たり県民所得)

2016年度の1人当たり県民所得は、全県計で321.7万円となり7年連続で増加した。

1人当たり県民所得のばらつきを変動係数（標準偏差／全県平均値）からみると、全県計の対前年度比（0.2%）と比べて、水準の高い東京都（2.5%減）、愛知県（1.8%減）、栃木県（0.9%減）といった県が総じて全県計の伸びを下回った一方、下位県である沖縄県（5.6%増）、宮崎県（2.8%増）、鳥取県（1.6%増）で全県計の伸びを上回ったことから3年連続で縮小した。

1人当たり県民所得の県別順位をみると、平成23年基準の値で比較可能な2006年度から一貫して1位は東京都であり、最下位は沖縄県である。1人当たり県民所得が最大の東京都と最小の沖縄県の階差をみると、2006年度の2.95倍から、2016年度は2.35倍に縮小した。

また、順位の変動をみると、山口県が21位から14位へ、和歌山県が26位から19位へ、三重県が13位から9位へと順位を上げた。

都道府県別の経済構造

経済活動別分類によって経済構造をみると、都道府県別に変化に富んでいる。

2016年度の都道府県における最大シェアを占める経済活動別分類をみると、「住宅賃貸業」が20県、「保健衛生・社会事業」が11県、「輸送用機械」と「建設業」が4県ずつ、「食料品」、「化学」と「卸売業」が2県ずつ、「はん用・生産用・業務用機械」と「専門・科学技術、業務支援サービス業」が1件ずつとなっている。

また、都道府県別の県内総生産に占める経済活動別構成比について最大値と最小値の差をみると、第1次産業は5.4%（2015年度5.1%）と小さいが、第2次産業は32.2%（同31.2%）、第3次産業は33.3%（同32.9%）とばらつきが大きかった。また、経済活動別付加価値率の範囲をみると、第1次産業で20.2%（2015年度18.4%）、第2次産業で27.3%（同27.2%）と都道府県別のばらつきが大きかった一方、第3次産業は11.2%（同11.1%）と比較的ばらつきが小さかった（図表3）。

図表3 都道府県別の経済構造

| | 構成比 | | 付加価値率 | |
|-------|-----|------------|-------|------------|
| 第1次産業 | 全県計 | 1.1% | 全県計 | 50.3% |
| | 最大値 | 5.5%（宮崎県） | 最大値 | 62.5%（山梨県） |
| | 最小値 | 0.0%（東京都） | 最小値 | 42.3%（愛媛県） |
| 第2次産業 | 全県計 | 27.2% | 全県計 | 39.9% |
| | 最大値 | 46.6%（滋賀県） | 最大値 | 55.4%（東京都） |
| | 最小値 | 14.4%（東京都） | 最小値 | 28.1%（大分県） |
| 第3次産業 | 全県計 | 71.3% | 全県計 | 62.3% |
| | 最大値 | 85.5%（東京都） | 最大値 | 67.6%（鳥根県） |
| | 最小値 | 52.3%（滋賀県） | 最小値 | 56.5%（東京都） |

(注) 県内総生産には「輸入品に課される税・関税」、「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれているので、第1~3次産業の合計と一致せず、構成比の合計は100%とならない。

おわりに

都道府県における経済構造は多様であるが、県民経済計算は、国民経済と県民経済及び県民経済相互を比較できる地域データである。地域経済の動向把握や調査分析をする統計の一つとして、ご活用いただければ幸いです。

渡辺 潤（わたなべ じゅん）

ESRI統計より：景気統計

法人企業景気予測調査におけるトピック項目の調査結果について

経済社会総合研究所 景気統計部 部長補佐
橋本 由理子

はじめに

法人企業景気予測調査（内閣府・財務省共管）は、我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に四半期毎に実施している一般統計調査である。平成31年4-6月期調査からは、「統計改革の基本方針」（平成28年12月経済財政諮問会議決定）や景況判断という統計目的を踏まえ、効率化等の観点から、大幅な見直しを行った¹。

中でも、四半期毎に異なる設問をアンケート形式で尋ねる「アンケート項目」については、ユーザーニーズが高いことから、設問を毎期1問から2問に増設し、特に充実を図ったところである。本稿では、「アンケート項目」のうち、新規に導入したトピック項目について紹介したい。

トピック項目の設定

トピック項目とは、時勢に合わせた経済実態を把握するために、毎年設問を設定し、毎年7-9月期において調査を行うものである。

本調査の従業員数判断BSI²の結果をみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれにおいても不足感が強まっている（図表1）。こうした中で、人手不足に対応した企業の取組みについて尋ねることは時勢に合ったものと考えられることから、令和元年7-9月期の設問を「今年度における従業員確保の取組」とし、企業が従業員の確保（人手不足の解消を含む）に向け、どのような取組を行っているかについて、調査を実施することとした。

回答方法は、他の「アンケート項目」と同様、10項目の選択肢から重要度の高い順に、3項目を回答する形式とした（図表2）。

今年度における従業員確保の取組

「今年度における従業員確保の取組」（令和元年7-9月期）の選択肢を、回答社数構成比（10項目の選択肢中3項目以内の複数回答）により、構成比の高い順に規模別に全産業でみると（上位3位）、大企業では「人材育成の強化」（69.1%）の重要度が最も高く、次いで「業務プロセスの見直し」（37.6%）、「賃金（初任給を含む）の引上げ」（33.1%）の順に重要度が高い。また中堅企業、中小企業についても大企業と同様、上位3位以内に「人材育成の強化」と「賃金（初任給を含む）の引上げ」が入っており、どの規模においても、企業が従業員の能力向上や賃金引き上げによる待遇改善を、従業員確保の方策として重点的に取組んでいることが伺える。

また、大企業、中堅企業では上位3位以内に「業務プロセスの見直し」が入っており、人手不足を解消する取組として業務効率化が着目されている一方、中堅・中小企業では3位が「福利厚生の実施」となっており、大企業、中堅企業と比較して、中小企業では「賃金（初任給を含む）の引上げ」と併せて従業員の待遇改善がより重要視されているものと考えられる。

なお、大企業について産業別にみると、全産業と同様、製造業、非製造業とも「人材育成の強化」、「賃金（初任給を含む）の引上げ」が上位3位以内に入っているが、製造業では3位に「定年退職者の再雇用・定年延長」、非製造業では2位に「業務プロセスの見直し」が入っており、製造業では熟練した従業員の確保が、非製造業では業務の効率化がより重要視されている傾向が伺える（図表3）。

おわりに

トピック項目は、本調査の中でも特に時勢に合わせた経済実態を捉えるための設問として新設された。今後も毎年調査を行うことで、より多様な側面から、企業活動からみた経済の現状を明らかにする調査項目と

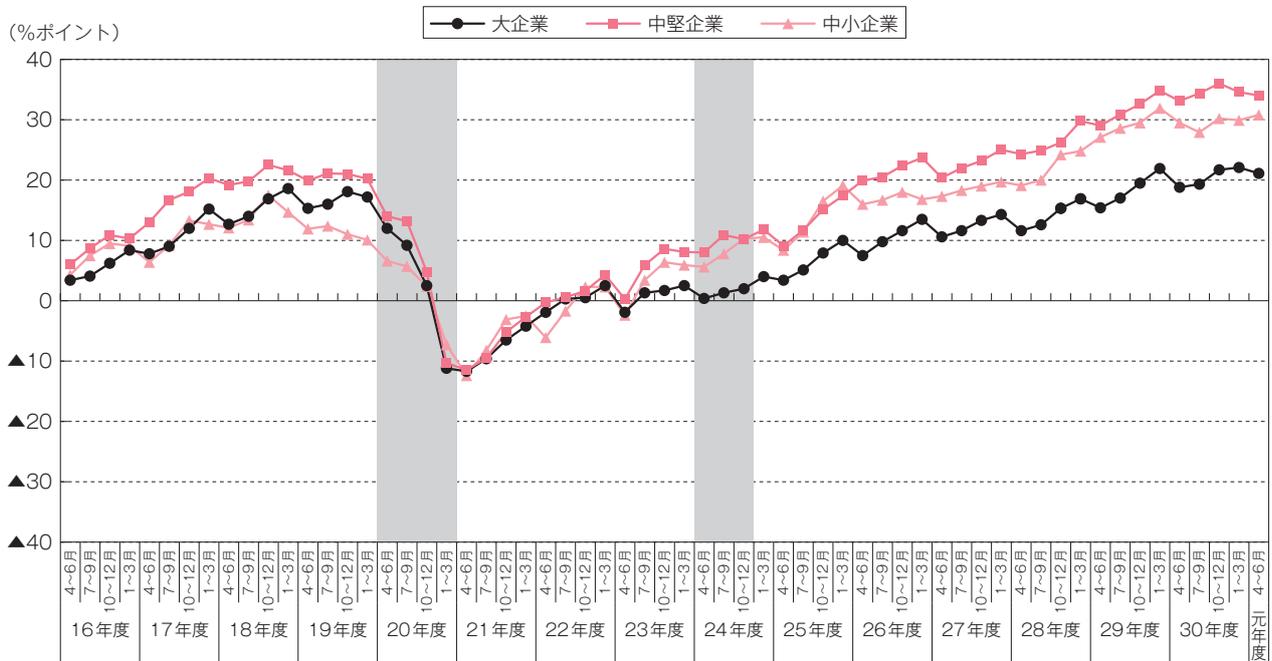
1 永橋彩子「法人企業景気予測調査における見直しについて」Economic & Social Research 2019年秋号

2 BSI（Business Survey Index）「上昇」と回答した企業の構成比-「下降」と回答した企業の構成比。なお、本稿で用いる「従業員数判断BSI」については「不足気味」と回答した企業の構成比-「過剰気味」と回答した企業の構成比。

なることが期待される。本調査におけるトピック項目の調査結果を是非御活用いただきたい。

橋本 由理子（はしもと ゆりこ）

図表1 「従業員数判断」 BSI（現状判断）の推移（規模別）



(注) 1 平成31年4～6月期調査における現状判断。
2 シャド一部分は景気後退期を表す。

図表2 「今年度における従業員確保の取組」の選択肢

| |
|----------------------|
| ①賃金（初任給を含む）の引上げ |
| ②福利厚生の充実 |
| ③人材育成の強化 |
| ④採用要件の柔軟化 |
| ⑤正社員登用制度、多様な正社員制度の活用 |
| ⑥テレワーク・フレックスタイム制度の導入 |
| ⑦業務プロセスの見直し |
| ⑧定年退職者の再雇用・定年延長 |
| ⑨外国人材の受入れ |
| ⑩その他 |

(注) 10項目中3項目以内の複数回答。

図表3 「今年度における従業員確保の取組」上位3位（規模別）

(回答社数構成比、単位：%)

| | | 1位 | | 2位 | | 3位 | |
|------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|
| 大企業 | 全産業 | 人材育成の強化 | 69.1 | 業務プロセスの見直し | 37.6 | 賃金（初任給を含む）の引上げ | 33.1 |
| | 製造業 | 人材育成の強化 | 68.3 | 賃金（初任給を含む）の引上げ | 36.9 | 定年退職者の再雇用・定年延長 | 36.7 |
| | 非製造業 | 人材育成の強化 | 69.6 | 業務プロセスの見直し | 39.4 | 賃金（初任給を含む）の引上げ | 31.2 |
| 中堅企業 | | 人材育成の強化 | 58.9 | 賃金（初任給を含む）の引上げ | 40.6 | 業務プロセスの見直し | 34.7 |
| 中小企業 | | 賃金（初任給を含む）の引上げ | 58.0 | 人材育成の強化 | 49.1 | 福利厚生の充実 | 38.9 |

(注) 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

3月～6月の統計公表予定

| | |
|----------|------------------------------|
| 3月24日(火) | 景気動向指数改訂状況(1月分) |
| 3月下旬 | 固定資本ストック速報(2019年7-9月期速報) |
| 4月7日(火) | 景気動向指数速報(2月分) |
| 4月8日(水) | 機械受注統計調査(2月分) |
| 4月8日(水) | 景気ウォッチャー調査(3月調査) |
| 4月9日(木) | 消費動向調査(3月分) |
| 4月下旬 | 景気動向指数改訂状況(2月分) |
| 4月30日(木) | 消費動向調査(4月分) |
| 4月末 | 地方公共団体消費状況等調査(2019年12月末時点結果) |
| 5月12日(火) | 景気動向指数速報(3月分) |
| 5月13日(水) | 景気ウォッチャー調査(4月調査) |
| 5月18日(月) | 四半期別GDP速報(2020年1-3月期(1次速報)) |
| 5月20日(水) | 機械受注統計調査(3月分) |
| 5月29日(金) | 消費動向調査(5月分) |
| 5月下旬 | 景気動向指数改訂状況(3月分) |
| 6月5日(金) | 景気動向指数速報(4月分) |
| 6月8日(月) | 四半期別GDP速報(2020年1-3月期(2次速報)) |
| 6月8日(月) | 景気ウォッチャー調査(5月調査) |
| 6月10日(水) | 機械受注統計調査(4月分) |
| 6月11日(木) | 法人企業景気予測調査(4-6月期) |
| 6月下旬 | 景気動向指数改訂状況(4月分) |

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<http://www.esri.go.jp/jp/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <http://www.esri.go.jp/>